

提言書

多様化する青少年のインターネット利用の ための環境整備

平成26年6月

茨城県青少年健全育成審議会

目次

第1	はじめに	1
第2	青少年のインターネット利用環境の現状	3
1	利用環境の変化	3
(1)	-1 端末機器の多様化(所有状況)	3
(1)	-2 端末機器の多様化(インターネット利用状況)	4
(2)	スマートフォンを所有する青少年の増加	5
(3)	無線LAN利用の一般化	6
(4)	フィルタリング利用率・フィルタリングの複雑化	7
2	利用実態	9
(1)	ソーシャルメディアの利用拡大	9
(2)	友だちとのコミュニケーションツール	10
(3)	インターネット利用の低年齢化	11
(4)	インターネット利用の長時間化	12
3	利用に伴うトラブル等	13
(1)	コミュニケーショントラブル(ネットいじめ等)	13
(2)	インターネットの長時間利用による日常生活等への影響	13
(3)	高額請求	14
(4)	不適切利用	14
(5)	違法行為	14
(6)	福祉犯被害	15
(7)	架空請求	15
(8)	児童ポルノ製造など	16
4	保護者の認識, 環境としての大人のモラル・マナー	17
(1)	子どものインターネット端末の使用に注意していること	17
(2)	子どものインターネット利用に関して心配なこと	18
(3)	青少年の実態と保護者の認識とのギャップ	19
(4)	乳幼児のスマートフォン利用	20
(5)	大人のモラル・マナーの低下	21
第3	関係者の主な取組の現状	22
1	国の取組	22
(1)	青少年インターネット環境整備法	22
(2)	青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)	22

2 事業者等の取組	26
(1) 携帯電話事業者.....	26
(2) コミュニティサイト等事業者.....	27
(3) ゲーム機製造事業者.....	27
(4) 業界団体等.....	28
(5) 保護者団体.....	29
3 茨城県での取組	30
(1) 茨城県の取組.....	30
(2) 団体の取組.....	32
4 他県の取組	33
(1) 青少年健全育成条例の一部改正による対応.....	33
(2) 東京都（こたエール（東京こどもネット・ケータイヘルプデスク））.....	34
(3) 大分県（ネットトラブル体験型学習コンテンツの制作）.....	34
(4) 大阪府（教員向け指導資料集の作成）.....	34
5 ソーシャルメディアガイドラインの策定	35
(1) 玉川聖学院中等部・高等部.....	35
(2) 日本大学第三中学校・高等学校.....	35
(3) 明治学院 中学校／東村山高等学校.....	35
6 メディアコントロール・アウトメディアの実施	36
(1) 愛知県刈谷市（刈谷市児童生徒愛護会）.....	36
(2) 石川県野々市市（“ののいちっ子を育てる” 市民会議）.....	36
(3) 広島県広島市.....	36
(4) 長野県東御市（教育委員会）.....	36
(5) 福島県（福島県青少年育成県民会議）.....	36
第4 青少年のインターネット利用における課題	37
1 利用環境について	37
2 利用実態について	38
3 利用に伴うトラブル等について	39
4 保護者の認識、環境としての大人のモラル・マナーについて	39
第5 今後取り組むべき方向	40
【提言】	
1 情報モラル・リテラシー力の向上を推進すること	40
2 フィルタリングの利用を促進すること	40
3 販売事業者への働きかけをすること	41
4 青少年を取り巻く関係者へ情報を提供すること	41
5 県民のモラル・マナー向上を図る県民運動を実施すること	41
6 青少年のインターネット利用環境の整備に対する取り組みをすること	41

第1 はじめに

インターネットは、今や世界規模で情報の発信、取得などが行うことができる有用で便利なコミュニケーション手段として、青少年をはじめ人々に広く浸透している。

その反面、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報の流通が社会問題となっている。

また、心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報もインターネットには数多く流通している。

茨城県では、携帯電話を通じた出会い系サイトなどのインターネット上の有害情報の閲覧により、青少年が犯罪に巻き込まれる等の問題が生じていることに対応するため、平成19年に「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」において、インターネット利用環境の整備について規定をされた。

また、国では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」を制定し、平成21年4月1日に施行された。こういった法律・条例の整備や青少年を取り巻く関係者の啓発活動等により、携帯電話におけるフィルタリング利用率は、一定の成果を上げた。

近年、スマートフォンの青少年への急速な普及やゲーム機など端末機器の多様化、無線LAN^{*1}利用の一般化により青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化しており、特にスマートフォンについては、従来の携帯電話にあるような通話やメールだけでなく、アプリケーションを起動させることによって、様々な機能が利用可能である。

その中でもコミュニケーション機能を有するアプリケーション等の総称である「ソーシャルメディア^{*2}」の利用が拡大し、青少年のインターネット利用は、受信・閲覧型ではなく、発信・参加型が基本となっている。

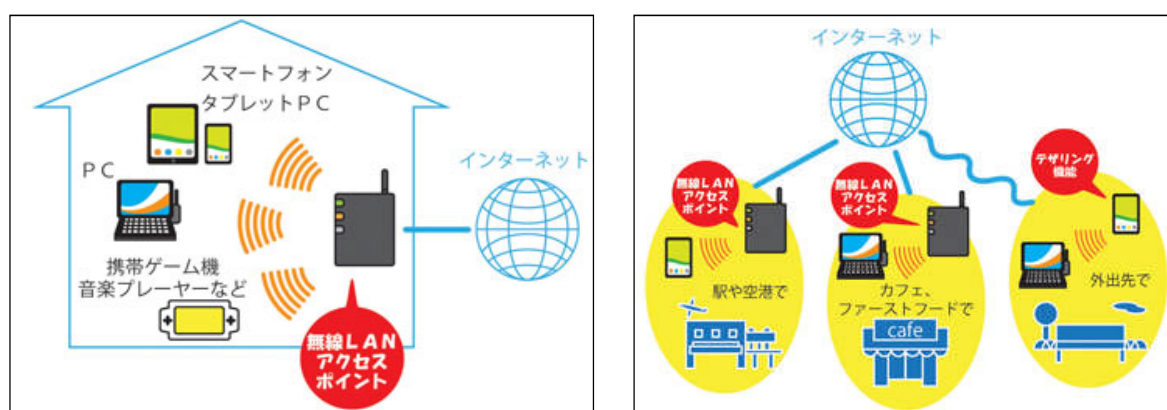
インターネットの利用の一般化は、ここ10数年のことであるが、保護者にとっては、子ども時代には存在しなかったことが多いことから、インターネットの受信や閲覧が中心となり、インターネット利用やその課題等に対する認識不足が懸念されるところである。スマートフォンの普及によりフィルタリングの仕組みが複雑化しており、フィルタリングの利用率が伸び悩み傾向にもある。

また、インターネットの不適切な利用から、青少年がトラブルに巻き込まれたり、有害情報への接触により被害者になったり、情報発信等により加害者になったりする事例も多くなっている。多様な機器やサービスの普及により、インターネット利用の低年齢化が進み、インターネットの利用時間が長時間化していることも見受けられる。

このことから、インターネットを利用するにあたってのルールやマナーを守ることや情報を上手に活用する情報モラル・リテラシー力がより必要となってくる。

このため、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備をめぐる課題について検討し、今後の取り組むべき方向について提言するものである。

※1 ケーブルの代わりに電波を使って、無線通信を行うもの



(出典) 政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/1.html>

※2 LINEやツイッター、フェイスブック、ブログ、電子掲示板など、インターネットを利用して誰でも手軽に情報の発信や相互のやりとりができる双方向メディア

▽主なソーシャルメディア

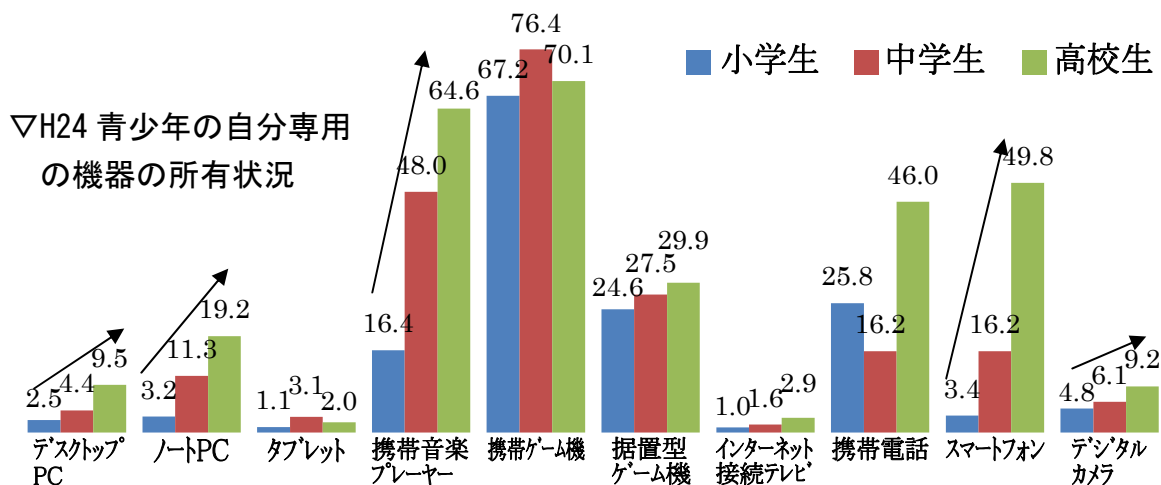
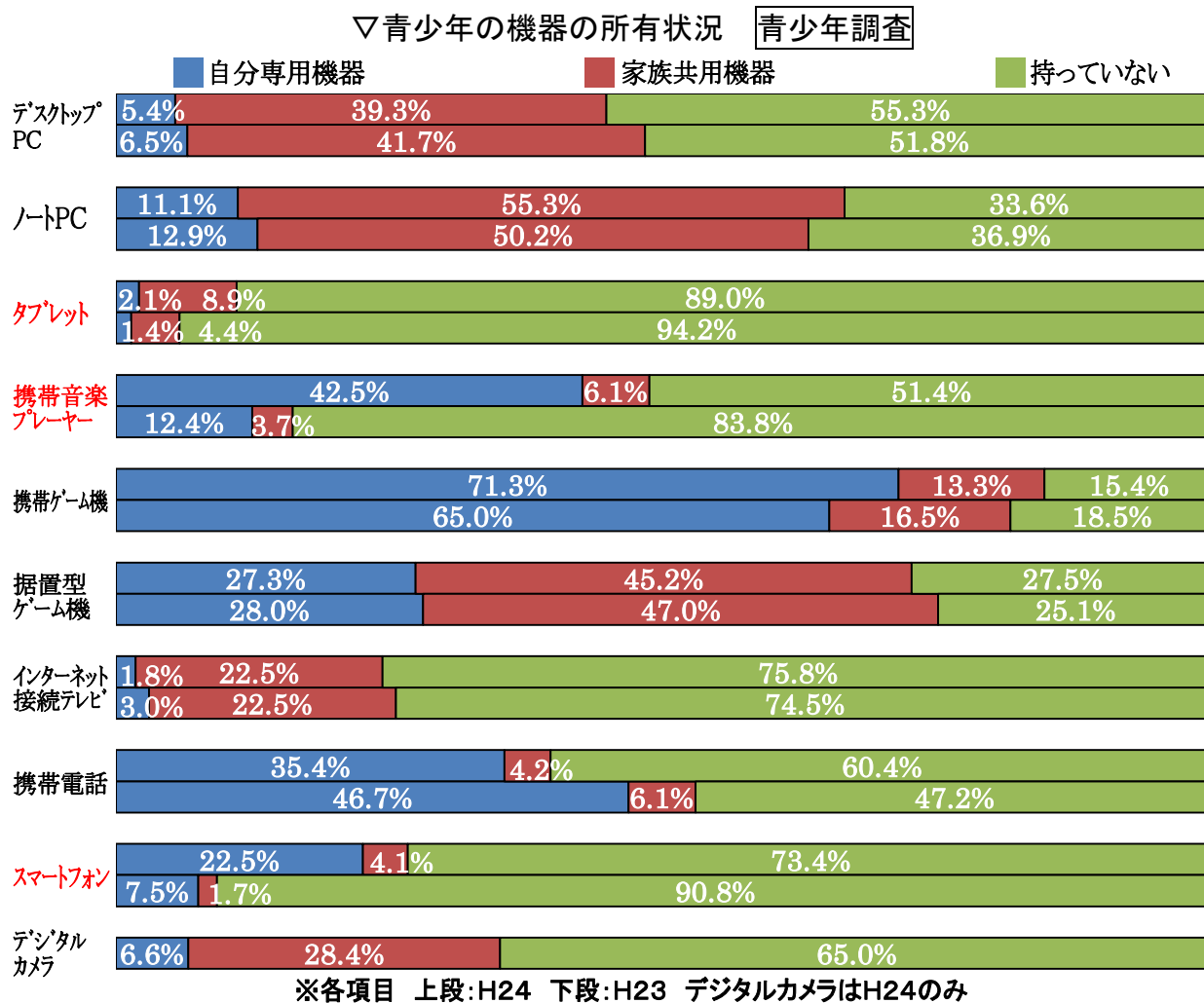
種類	主なサービス名	概要
コミュニケーションアプリ (無料通話アプリ)	LINE (ライン) カカオトーク comm (コム)	スマートフォンなどのモバイル端末を主な対象とし、友人や知人と手軽にコミュニケーションをとる機能を提供するアプリの総称
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	mixi (ミクシィ) GREE (グリー) mobage (モバゲー) Facebook (フェイスブック)	インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築するサービス
ブログ	アメブロ Twitter (ツイッター)	個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称
匿名コミュニティ	2ちゃんねる	匿名の電子掲示板サイト
動画共有・配信サービス	YouTube (ユーチューブ) ニコニコ動画 Ustream (ユーストリーム)	インターネット上のサーバに不特定多数の利用者が投稿した動画を、不特定多数の利用者で共有し、視聴出来るサービス

第2 青少年のインターネット利用環境の現状

1 利用環境の変化

(1) - 1 端末機器の多様化（所有状況）

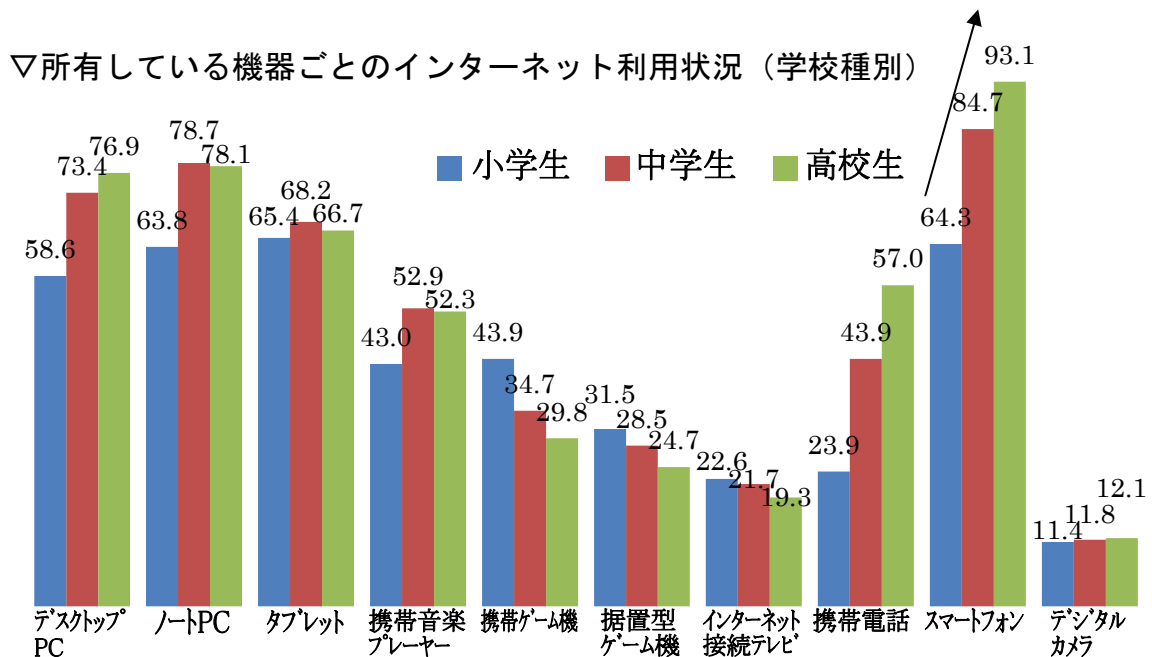
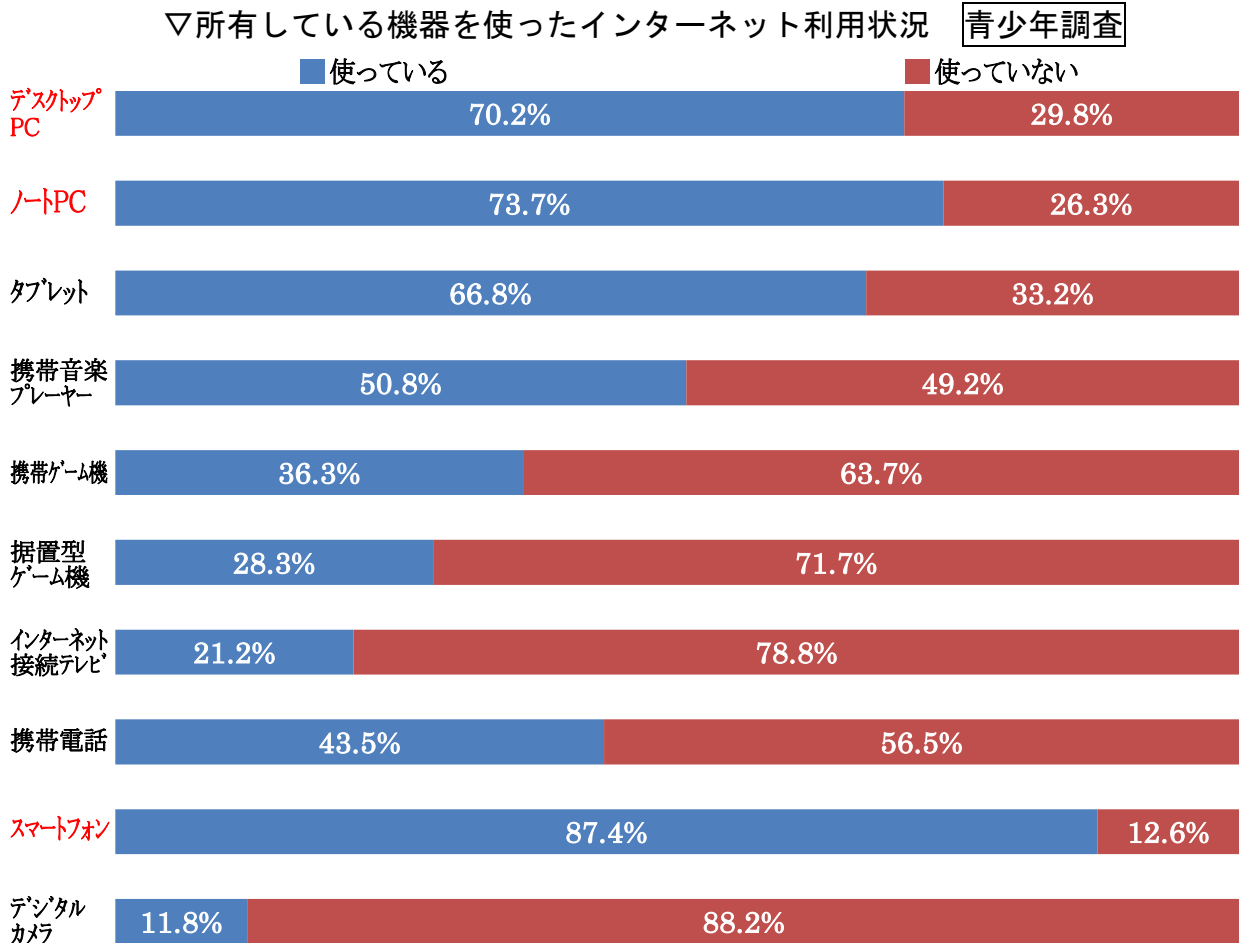
タブレットや携帯音楽プレーヤー、スマートフォンが増加しているのが目立つ。また、自分専用の機器は小学生、中学生、高校生となるに従い、所有率が高まるものが多い。



(出典) 経済産業省「機器ごとのインターネット利用状況調査」

(1) - 2 端末機器の多様化 (インターネット利用状況)

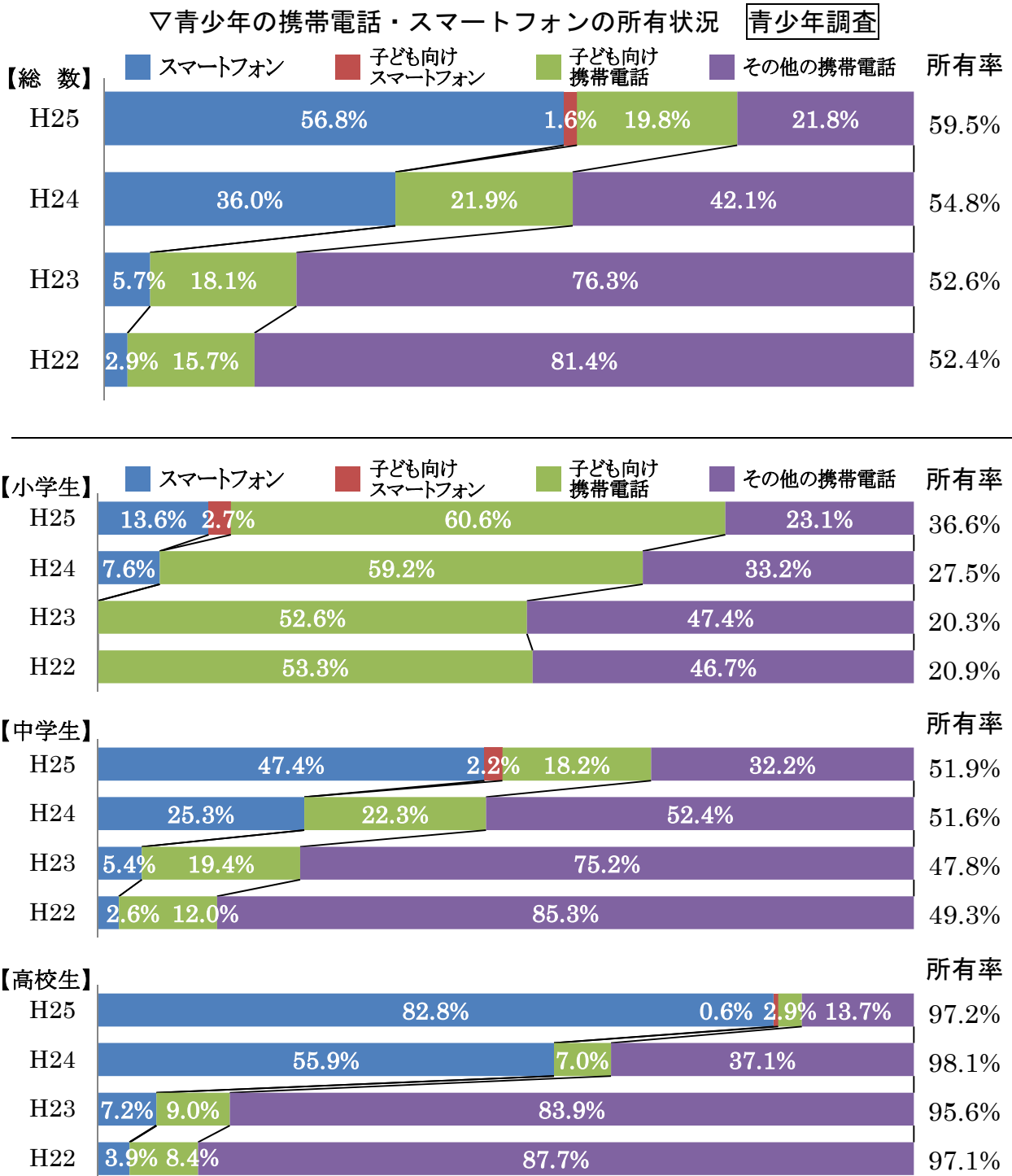
平成24年度の調査結果では、デスクトップパソコンやノートパソコンのほかにスマートフォンからのインターネット利用が多いことが分かる。特にスマートフォンでは、小学生から高校生になるに従って増加している。



(出典) 経済産業省「機器ごとのインターネット利用状況調査」

(2) スマートフォンを所有する青少年の増加

平成25年度の調査では、青少年が所有する携帯電話のうち、「スマートフォン」を所有している青少年が過半数を超えており、年々増加している傾向にある。
 学校種別にみると、「スマートフォン」の占める割合は、学校種が上がるほど多くなり、小学生では1割台後半、中学生では約5割、高校生では8割台前半となっている。



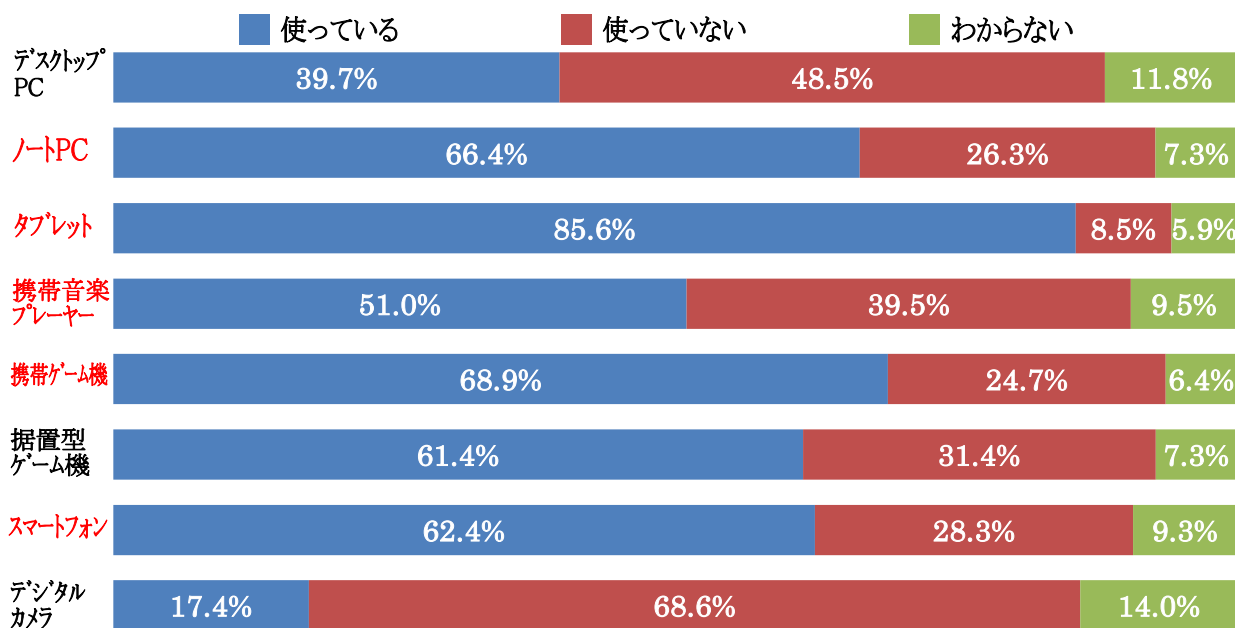
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(3) 無線LAN利用の一般化

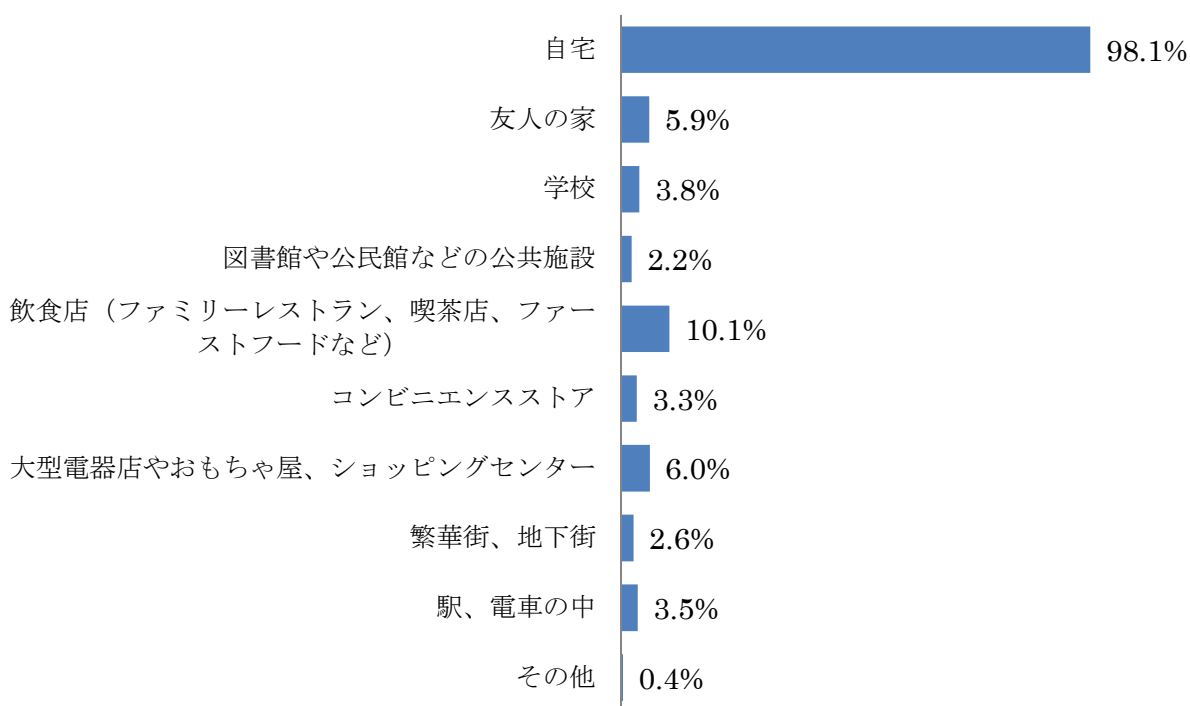
ポータブルな機器であるノートパソコンやタブレット、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、スマートフォンを使ってインターネットを利用している青少年のうち、無線LANを介してインターネットを利用している比率は、すべての機器で5割以上となっている。

無線LANを使っている場所では自宅が最も多い。

▽機器ごとの無線LANを介したインターネットの利用状況 青少年調査



▽無線LANを利用している場所 青少年調査



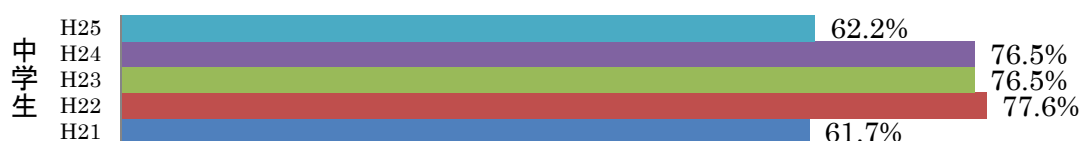
(出典) 経済産業省「機器ごとのインターネット利用状況調査」

(4) フィルタリング利用率・フィルタリングの複雑化

携帯電話・スマートフォンのフィルタリング利用率は、平成25年度において、初めて減少した。その背景には、スマートフォンの普及により、従来の携帯電話のフィルタリングと比べ、スマートフォン用のフィルタリングを設定しなければならず、複雑化していることが考えられる。

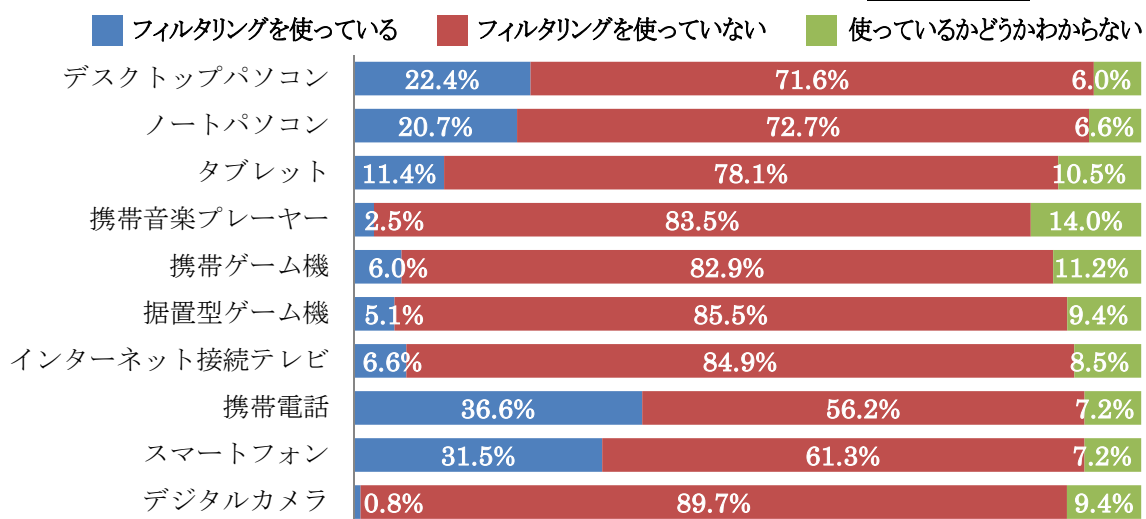
また、ゲーム機や携帯音楽プレーヤーのフィルタリングの利用状況は、携帯電話・スマートフォンなどと比べると低い状況にある。

▽フィルタリング等利用率（携帯電話・スマートフォン） **保護者調査**



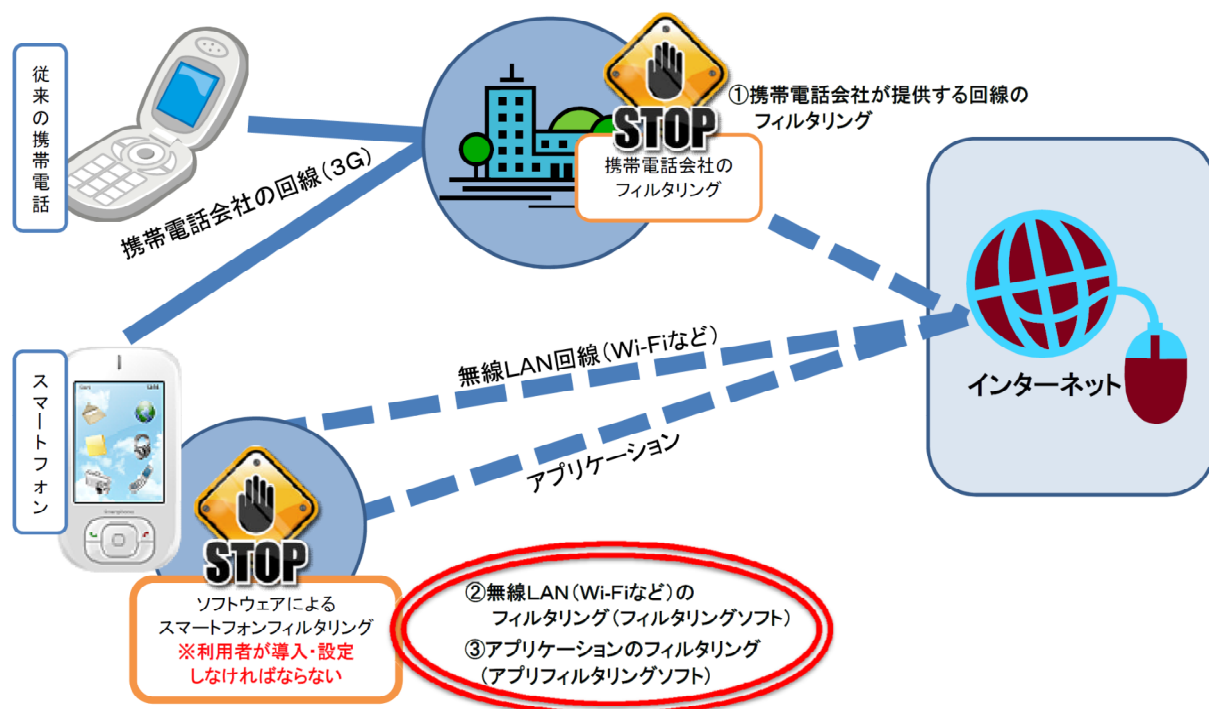
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

▽機器ごとのフィルタリングソフトの利用状況 **保護者調査**



(出典) 経済産業省「機器ごとのインターネット利用状況調査」

▽回線の違いによるフィルタリングの違い



<従来の携帯電話>

①購入の際に、青少年が使用することを店頭で伝え、「携帯電話会社の回線用」のフィルタリングを設定してもらう。

<スマートフォン>

①購入の際に、青少年が使用することを店頭で伝え、「携帯電話会社の回線用」のフィルタリングを設定してもらう。

②「無線LAN回線(Wi-Fiなど)用」のフィルタリングソフトを、スマートフォン上で導入・設定する。

③「アプリケーション用」のフィルタリングソフトを、スマートフォン上で導入・設定する。

2 利用実態

(1) ソーシャルメディアの利用拡大

利用しているソーシャルメディアで最も多かったのは「LINE」で全体の67.2%が利用。「LINE」は、高校1年生の利用率がもっとも高く、72.4%となった。学年があがるにつれて利用率は低くなり、高校3年生では57.3%となった。

一方、「Twitter」は高校1年生の利用率が13.7%である一方、高校2年生の利用率は34.8%、高校3年生の利用率が33.1%となり、学年があがるにつれて利用率が比較的高くなる傾向となった。

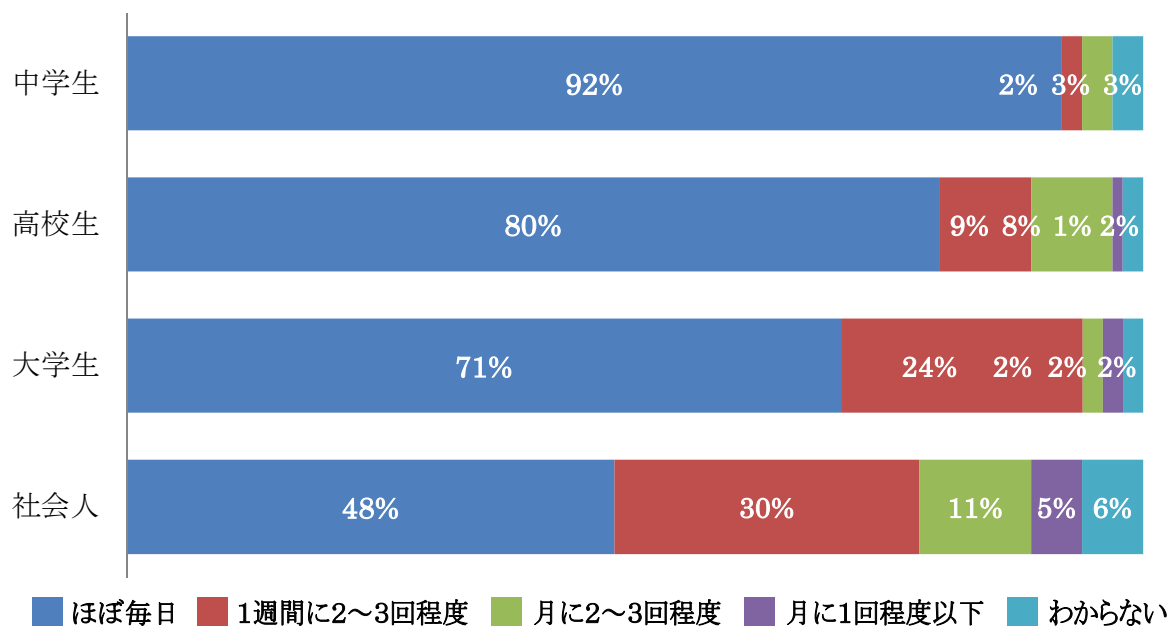
また、コミュニケーションアプリについては、「ほぼ毎日」利用していると回答している利用者は中学生・高校生で多く、特に中学生については、全体の9割以上(92%)がコミュニケーションアプリを毎日利用している結果となっている。

▽高校生の利用しているSNS (LINE 等を含む)

	高1	高2	高3	合計
LINE	72.4%	66.1%	57.3%	67.2%
Twitter	13.7%	34.8%	33.1%	23.2%
Facebook	9.6%	16.0%	21.2%	13.9%
Google+	11.3%	7.7%	5.4%	9.0%
mixi	2.4%	4.7%	6.6%	3.9%
その他 SNS	7.2%	5.3%	4.7%	6.1%
SNS は利用しない	13.9%	17.8%	20.5%	16.4%

(出典) 株式会社Z会「SNS利用調査」

▽コミュニケーションアプリ (無料通話アプリ) の利用頻度



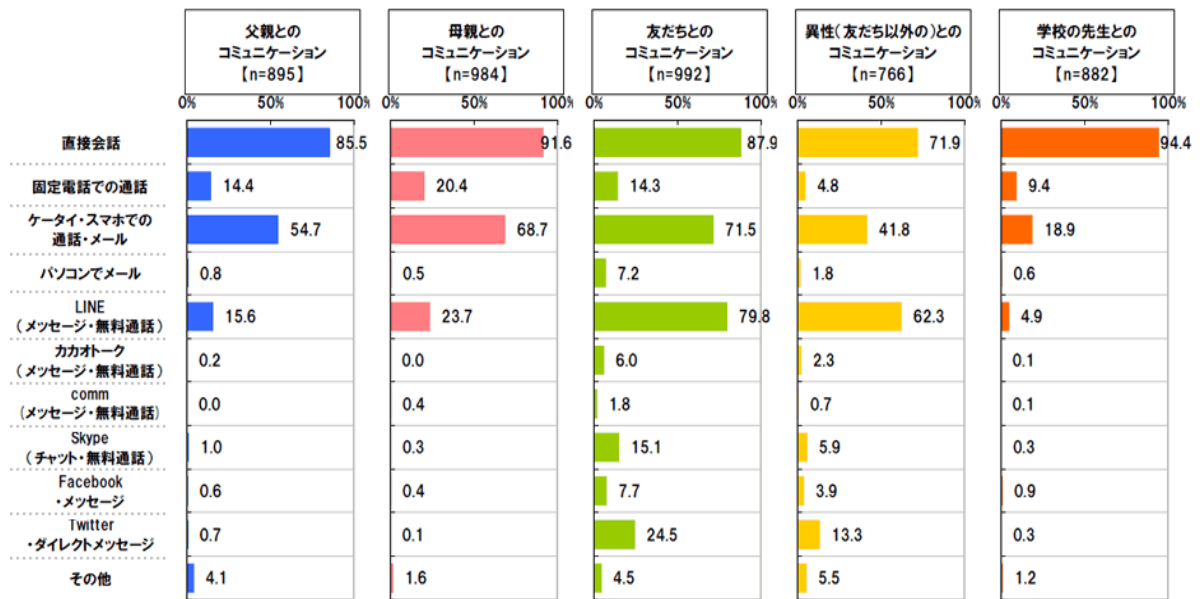
(出典) 総務省「スマートユースイニシアティブ～青少年による安心・安全なソーシャルメディア等の利用のために～」

(2) 友だちとのコミュニケーションツール

家族や友だちなど周囲の人とのコミュニケーションについて、母親とのコミュニケーションでは4人に1人、友だちとのコミュニケーションでは8割が「LINE」を使っており、中高生のコミュニケーションにとって「LINE」は欠かせないものになっている。

その一方で、「LINE」のトーク利用で疲れを感じることがあったり、既読が相手にわかるので返事をしなければ悪いと思ってしまうたり、「LINE」の利用に関して負担に感じている大学生も多い。

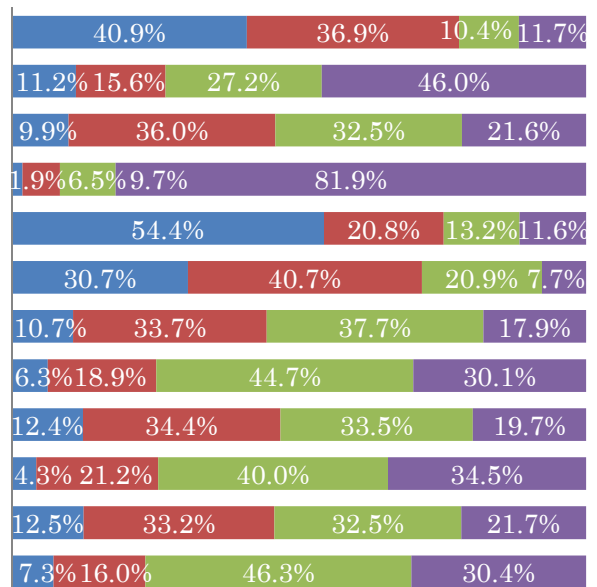
▽中高生のコミュニケーション方法



(出典) 株式会社GABA 「中高生の日常生活と勉強に関する調査」

▽LINE利用に関して **大学生調査**

- 他のことを行いながらLINEでトークする「ながらLINE」をよく行う。
- 1日の中で食事をしている時間の合計よりも、LINEでトークしている時間のほうが長い。
- トークの相手が他のLINE以外のサービスを利用するというなら、そのサービスに自分も乗り換える。
- 「LINE」の「コイン」をチャージして利用している。
- 今後新しいスタンプが登場しても今のところ買うつもりはない。
- 既読が相手にわかるので返事をしなければ悪いと思ってしまう。
- トークなのでつつい返事が来ると返事を返してしまい後々になって無駄な時間を過ごしたと反省することがある。
- LINEがなかったなら学業に専念できると思う。
- LINEがなかったなら学生生活はつまらないものになると思う。
- LINEのトークに返事をしないと友だちを失うのではと不安である。
- LINEのトーク利用で疲れを感じることもある。
- LINE疲れて以前よりLINEを使うことが少なくなってきた気がする。

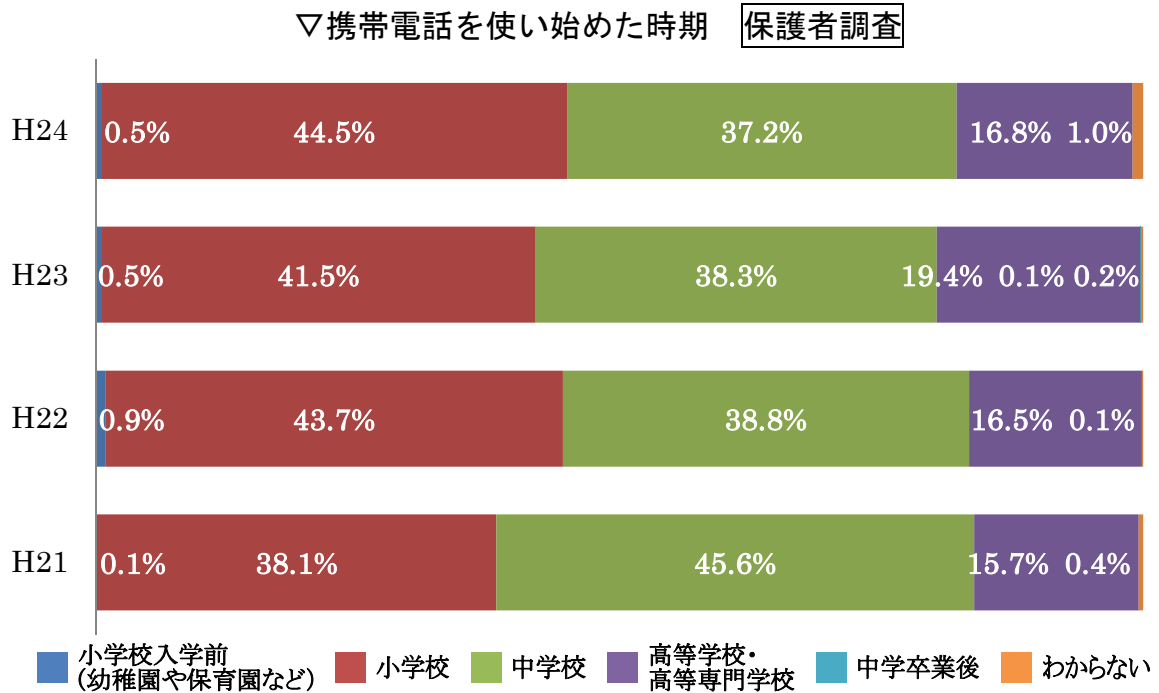


■ あてはまる ■ ややあてはまる ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

(出典) 株式会社ジャストシステム 「大学生のLINE (ライン) 利用実態調査」

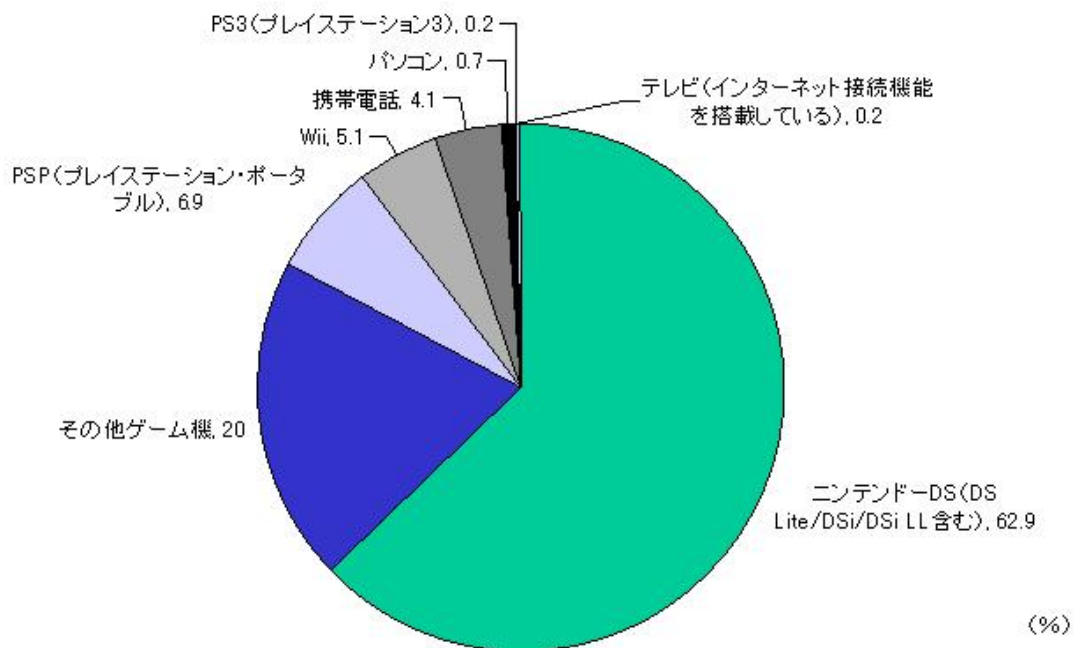
(3) インターネット利用の低年齢化

携帯電話を使い始めた時期について、平成21年度の調査結果と比べて「小学校・小学校入学前」に使い始めたが、38.2%から45%と増加している。
 また、子どもに買い与える初めてのインターネット接続機器は、ニンテンドーDSなどのゲーム機が圧倒的に多い。



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

▽子どもに買い与える初めてのインターネット接続機器 保護者調査



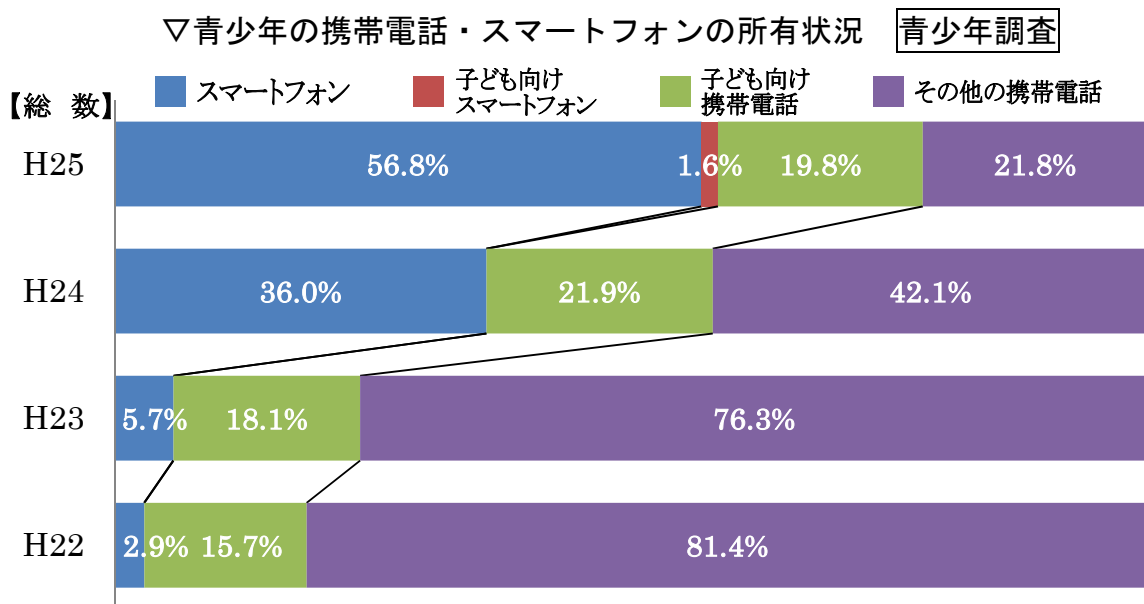
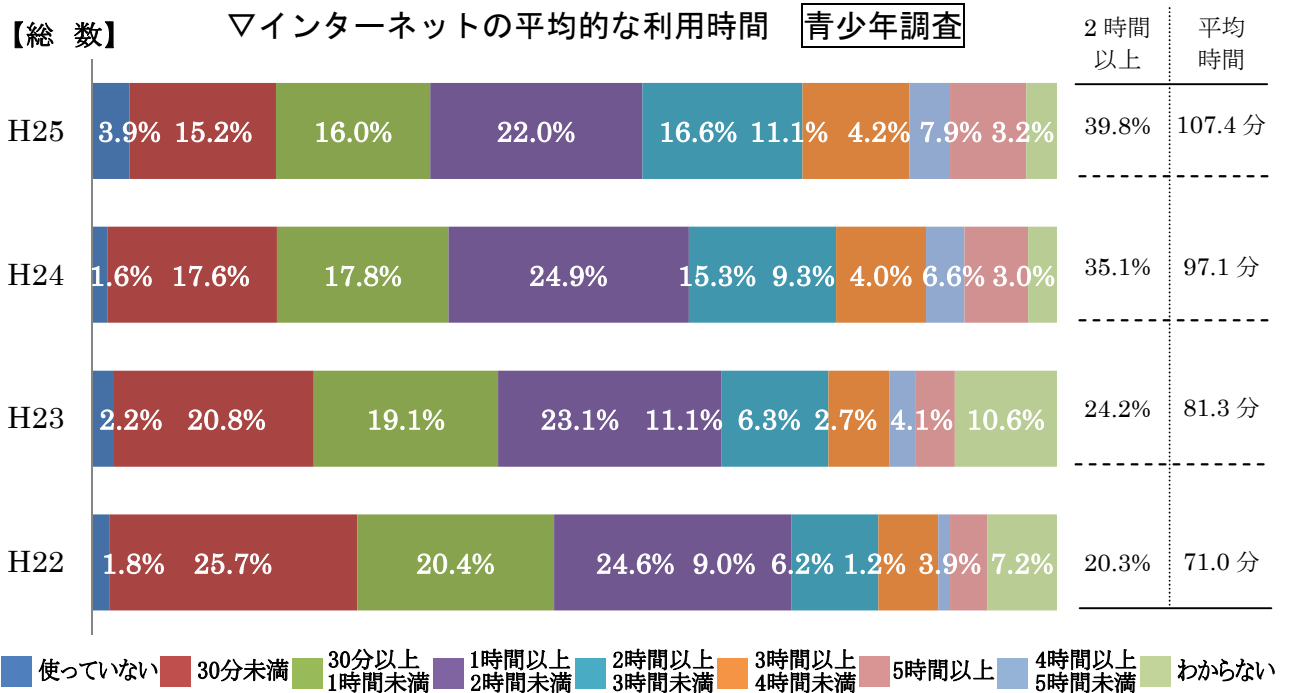
(出典) ネットスター株式会社「家庭でのインターネット利用実態調査」

(4) インターネット利用の長時間化

平成25年度の調査結果では、2時間以上インターネットを使っている青少年は39.8%を占め、平均時間は107.4分となっている。

平成22年度の調査結果と比べると、2時間以上インターネットを使っている青少年は71.0分から107.4分と長時間化が進んでいる。

その背景には、スマートフォンの青少年への普及が大きく関連していることが考えられる。



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

3 利用に伴うトラブル等

スマートフォンやゲーム機など多様な端末の機器の普及やソーシャルメディアの進展により、利便性が向上する一方で、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増加している。また、青少年が加害者になるケースも発生している。

(1) コミュニケーショントラブル（ネットいじめ等）

- ・ 携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」で裸を撮影され、画像をやり取りされるなどのいじめを受けたとして、小学6年の男児（12歳）が同級生の男子児童と中1の男子生徒の計7人とそれぞれの親を相手に1千万円の損害賠償を求めて提訴した。（茨城県：H25.12月）
- ・ 中高生の間では、無料で通話や通信ができるスマホのアプリ「L I N E」を使ったいじめが横行。グループ内でわざと一人にだけ返信しなかったり、知られたくない秘密を暴露したりする場面があるという。（読売新聞：H25.11月）
- ・ スマートフォンの無料通話アプリ「L I N E」での呼びかけを無視され、友人の男子高校生（19歳）の両足を縛り、川に突き落として殺害しようとしたとして少年4人を殺人未遂容疑で逮捕した。（広島県：H25.10月）
- ・ 息子の元同級生たちが利用するメッセージアプリのグループで息子の写真が勝手に回されている。削除する、やめさせるなどの対処をしたいのだがどうしたら良いか？（こたエール（東京子どもネット・ケータイヘルプデスク）相談事例：H25.9月）
- ・ 無料通信アプリ「L I N E」に友人の悪口を書き込んだことに腹を立て、中学3年の女子生徒（14歳）を殴ったとして、暴行などの疑いで、中学3年の少女2人（14歳）逮捕した。（兵庫県：H25.7月）

(2) インターネットの長時間利用による日常生活等への影響

- ・ スマートフォンやパソコン、オンラインゲームなど、インターネットのサービスを長時間使い続け、なかなかやめられず、健康や生活に支障が出ている状態のネット依存の疑いが強い中高生は、全国で推計51万8千人に上る。

【ネット依存の危険度がわかる質問項目】

8項目のうち、5項目以上に当てはまると、ネット依存の疑い

- ① ネットに夢中になっていると感じるか
- ② 満足のため使用時間を長くしなければと感じているか
- ③ 制限や中止を試みたが、うまくいかないことがたびたびあった
- ④ 使用時間を短くしようとして落ち込みやイライラを感じるか
- ⑤ 使い始めに考えたより長時間続けているか
- ⑥ ネットで人間関係を台無しにしたことがあるか
- ⑦ 熱中しすぎを隠すため、家族らにうそをついたことがあるか
- ⑧ 問題や絶望、不安から逃げるためにネットを使うか

（厚生労働省研究班公表：H25.8月）

- ・ ネットやゲームし過ぎ、成績下がる傾向（文部科学省公表：H25.12月）
- ・ 高校生の65%、視力1.0未満、ゲームやスマートフォンなどの影響が考えられる。（文部科学省公表：H25.12月公表）

(3) 高額請求

- ・ 増え続ける子どものオンラインゲームのトラブルー家族でゲームの遊び方を話し合うとともに、クレジットカード管理の徹底を！ー
(国民生活センター：H25.12月公表)
- ・ 小学6年の女兒が親に無断でクレジットカードのカード番号などを入力してスマートフォンのゲームのアイテムを購入し、約50万円の請求書が届いた。
(兵庫県：H25.8月)

(4) 不適切利用

- ・ 県立高校2年の男子生徒2人が、駅構内で線路に寝そべった写真を撮影し、短文投稿サイト「ツイッター」に投稿していた。高校は2人を謹慎とした。
(岩手県：H25.11月)
- ・ インターネット掲示板で下着の購入を呼びかける書き込みをしたとして、県内の女子中学生2人を補導した。(和歌山県：25.11月)
- ・ 学園祭後の打ち上げで飲酒や喫煙をしたとして、高校3年生の男女18人を停学処分にした。生徒達は、居酒屋やカラオケ店で飲酒や喫煙をし、その画像を無料通信アプリ「LINE」を使って投稿した。これがインターネットを通じて流出したとみられている。(大阪府：H25.10月)
- ・ 県立高校の女子生徒2人が下校途中、駅のホームから線路上に降りて写真を撮影し、短文投稿サイト「ツイッター」に投稿していた。(愛知県：H25.9月)
- ・ バスにしがみついた少年(17歳)を道交法違反容疑で書類送致 ツイッターに画像(神奈川県：H25.10月)

(5) 違法行為

- ・ インターネット上の簡易投稿サイト「ツイッター」に、県立高校への爆破予告が書き込まれた事件で、県警は同校1年の男子生徒を威力業務妨害容疑で書類送検した。(山形県：H25.11月)
- ・ インターネットの会員制オンラインゲームに不正にアクセスし、他人のパスワードを変更したなどとして、県警などは高校1年の少年(15歳)を、不正アクセス禁止法違反と私電磁的記録不正作出・同供用容疑で書類送検した。
(H25.11月：岐阜県)
- ・ 「中学校に爆弾を仕掛けた。これは脅しじゃあない」などと市のホームページへ書き込んだとして、市内の中学2年の男子生徒(14歳)を威力業務妨害の疑いで検挙した。(山梨県：H25.10月)
- ・ インターネットの会員交流サイト「アミーバピグ」を他人のIDやパスワードで利用したとして、不正アクセス禁止法などの疑いで、中学3年の少年(14歳)を書類送検した。(栃木県：H25.6月)
- ・ 日本音楽著作権協会(JASRAC)は、同協会が管理する楽曲を自分のブログに載せて著作権を侵害したとして、鹿児島市の中学3年の男子生徒を著作権法違反容疑(公衆送信権侵害)で鹿児島県警に告訴した。(鹿児島県：H25.10月)

(6) 福祉犯被害

- ・ 2013年に「LINE（ライン）」や「カカオトーク」などの無料通話アプリのIDをインターネットの交流サイトに公開したことで性犯罪などに巻き込まれた子ども（18歳未満）が352人に上ったことが警察庁のまとめで分かった。
初めて集計した12年は36人だったが、13年上半期は117人、下半期は235人と急増している。同庁はIDを交換するサイトが事件の温床になっているとして、犯罪につながりかねない書き込みを放置する管理者の取り締まりを強化する方針。交流サイトを通じて犯罪被害に遭った子どもは13年は1,293人で、このうちIDを公開したことによる被害者は約27%に当たる。(毎日新聞:H26.2月)
- ・ 「ニンテンドー3DS」でインターネット接続した女兒（12歳）と、出会い系サイトで知り合いみだらな行為をしたなどとして、49歳の男を強姦容疑で逮捕した。女兒の親はネット接続できないようゲーム機を設定していたが、女兒が解除したという。(茨城県:H25.11月)
- ・ LINEで17歳の少女にわいせつな画像を送らせたとして、児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで、無職の男（32歳）を逮捕した。
(長崎県:H25.10月)
- ・ インターネットの出会い系サイトで知りあった女子中学生をLINEを通じて呼び出しわいせつな行為をしたとして、青少年健全育成条例違反容疑で、無職の男（22歳）を逮捕した。(兵庫県:H25.10月)

(7) 架空請求

- ・ 息子がスマートフォンで掲示板を見ていたが、間違ってURLをクリックした途端にアダルトサイトに登録されてしまい、請求メールが届いている。
(茨城県消費生活センター相談事例:H24.10月)
- ・ 中学生の息子が、携帯型音楽プレーヤーからインターネットを利用していた。オンラインゲームの宣伝画面に「無料アダルトサイト」とあったので、開いてみた。画像を5分ほど見てから退会ボタンを押すと「登録になりました」という画面になった。14万円を請求されているが納得できない。支払いたくない。
(国民生活センター相談事例:H24.9月)

(8) 児童ポルノ製造など

- ・ スマートフォン向けの掲示板を通じて知り合った女子中学生(14歳)の裸を撮影したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反(単純製造)容疑で、無職の男(24歳)を逮捕した。

容疑者は女子中学生から交際を断られた後に「会わないと撮影した動画をばらまく」と脅迫。女子中学生から相談を受けた警察署が、容疑者の自宅を家宅捜索してパソコンなどを押収し、動画の流出を防いだ。(京都府：H25.12月)

- ・ 女子生徒の上半身裸の画像が、友人を経由して携帯電話の無料通話アプリ「LINE (ライン)」に投稿され、さらに他校の生徒らに閲覧されるトラブルがあったことがわかった。

関係者によると、裸の画像は、友人の男子生徒が女子生徒本人から入手し、別の男子生徒にラインで送った。受け取った別の友人が、登録者間でメッセージのやりとりをできる「グループチャット」に投稿した。(茨城県：H25.12月)

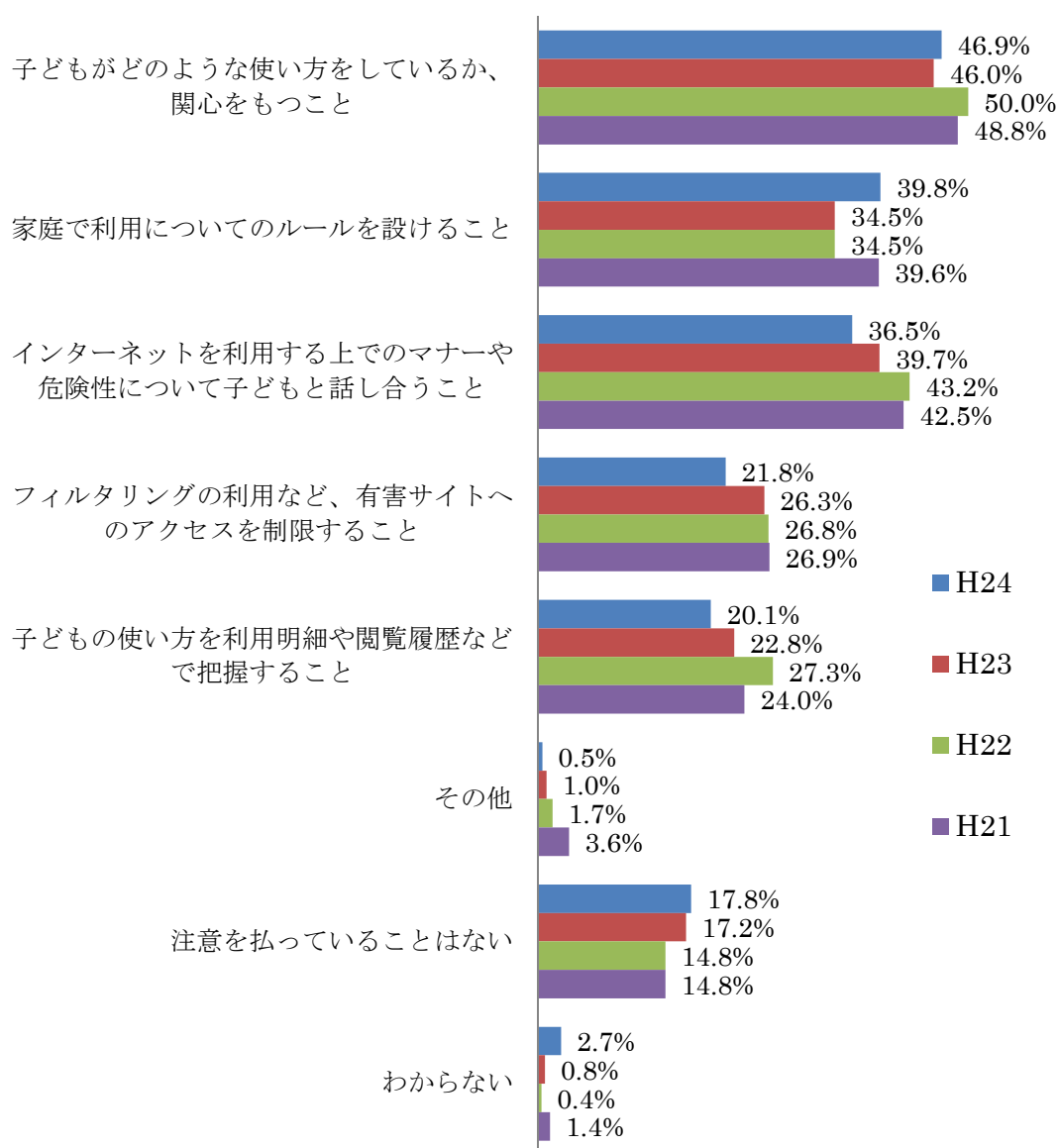
- ・ 東京都三鷹市に住む高校3年生(18歳)の女子生徒が元交際相手(21歳)に刃物で切られ殺害され、その後被害者のプライベート画像がインターネット上に流出したことがきっかけとなり、「リベンジポルノ」の問題が取り上げられるようになった(H25.10月)

4 保護者の認識、環境としての大人のモラル・マナー

(1) 子どものインターネット端末の使用に注意していること

「子どもがどのような使い方をしているか、関心をもつこと」(46.9%)が4割台後半と最も多く、次いで「家庭で利用についてのルールを設けること」(39.8%)、「インターネットを利用する上でのマナーや危険性について子どもと話し合うこと」(36.5%)、「フィルタリングの利用など、有害サイトへのアクセスを制限すること」(21.8%)、「子どもの使い方を利用明細や閲覧履歴などで把握すること」(20.1%)の順となっている。

平成23年度の調査結果と比較すると、「家庭で利用についてのルールを設けること」は、34.5%からやや増加している。また、「フィルタリングの利用など、有害サイトへのアクセスを制限すること」は、26.3%からやや減少している。

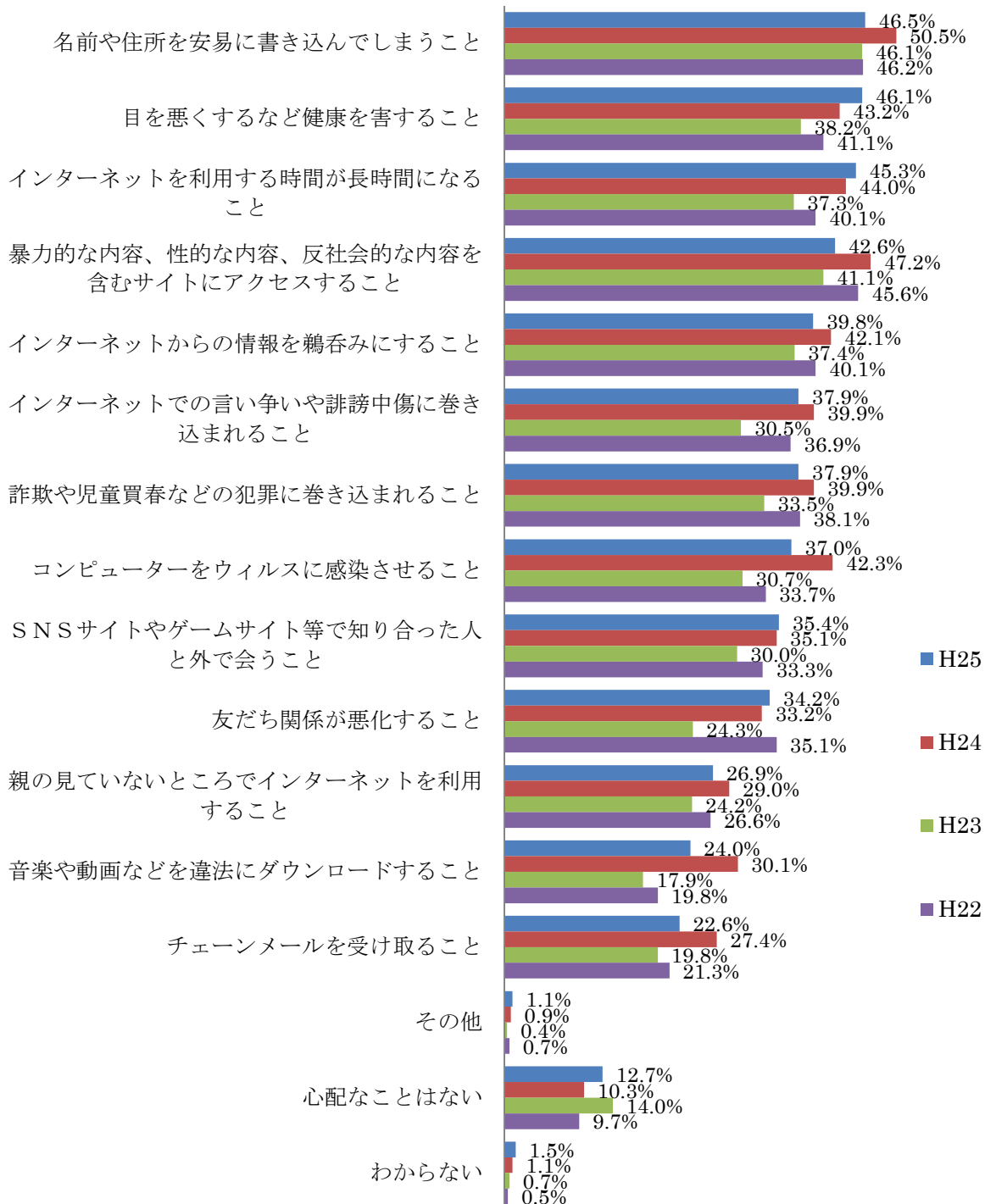


(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(2) 子どものインターネット利用に関して心配なこと

「名前や住所を安易に書き込んでしまうこと」が46.5%と最も多く、次いで「目を悪くするなど健康を害すること」が46.1%、「インターネットを利用する時間が長時間になること」が45.3%、「暴力的な内容、性的な内容、反社会的な内容を含むサイトにアクセスすること」が42.6%などとなっている。一方、「心配なことはない」は12.7%となっている。

「目を悪くするなど健康を害すること」と「インターネットを利用する時間が長時間になること」は、平成23年度以降増加傾向にある。



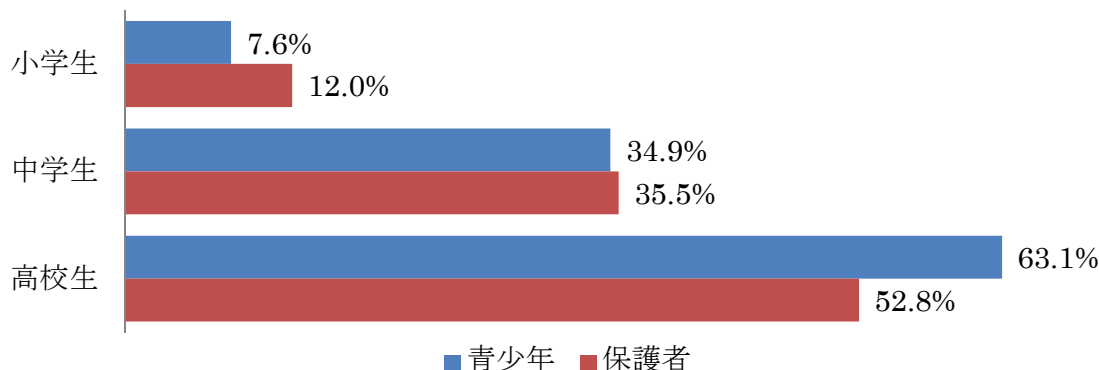
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(3) 青少年の実態と保護者の認識とのギャップ

青少年のインターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験については、高校生において青少年の実態と保護者の認識との間にギャップが見られる。
 また、青少年の携帯電話の使い方についての家庭のルールについては、青少年の実態と保護者の認識との間にギャップが見られる。

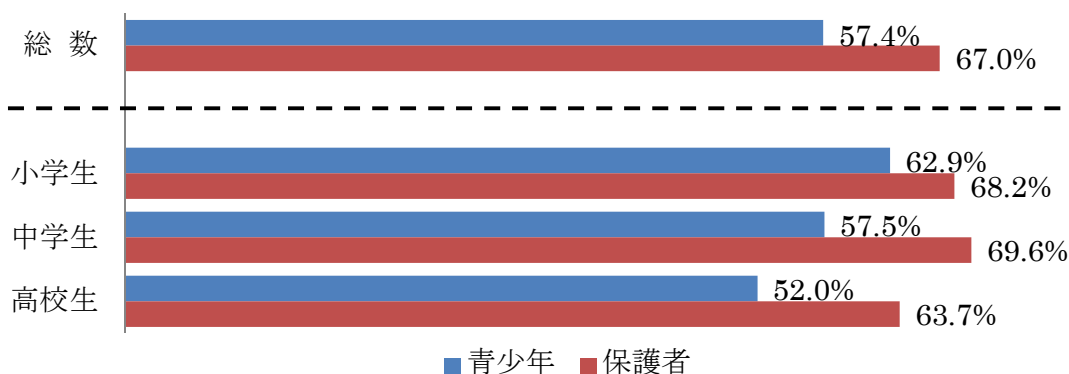
▽青少年のインターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の有無

※携帯電話でインターネットを使っていて、トラブルや問題行動に関する行為（睡眠不足、悪口などの書き込み）があるか（あると思うか）を回答



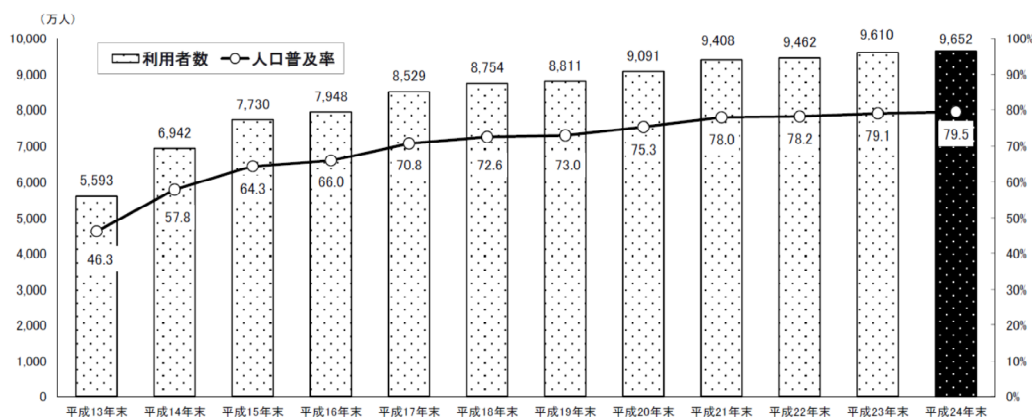
▽インターネット接続機器の使い方についての家庭のルールの有無

※携帯電話やスマートフォン、パソコン、ゲーム機、タブレット型携帯端末、携帯音楽プレイヤーの使い方についてのなんらかの家庭のルール（利用マナー等）を決めているかを回答



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

<参考>▽インターネット利用者数及び人口普及率の推移

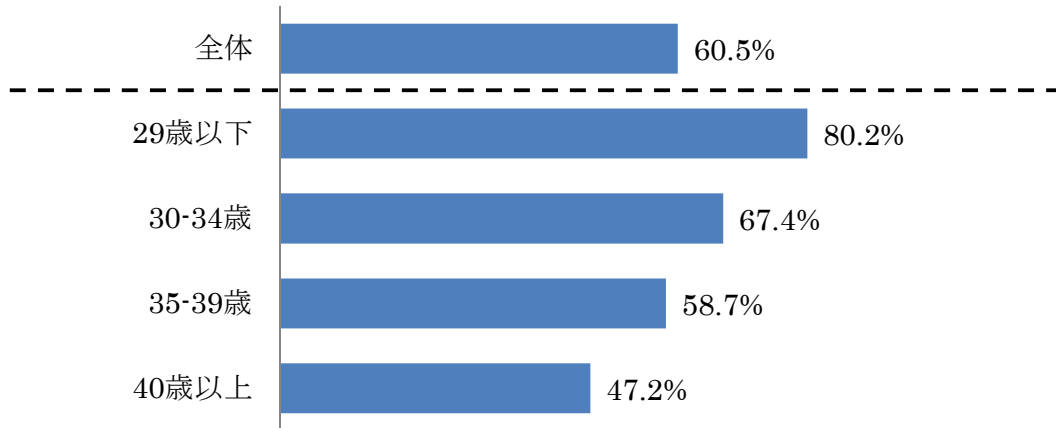


(出典) 総務省「通信利用動向調査」

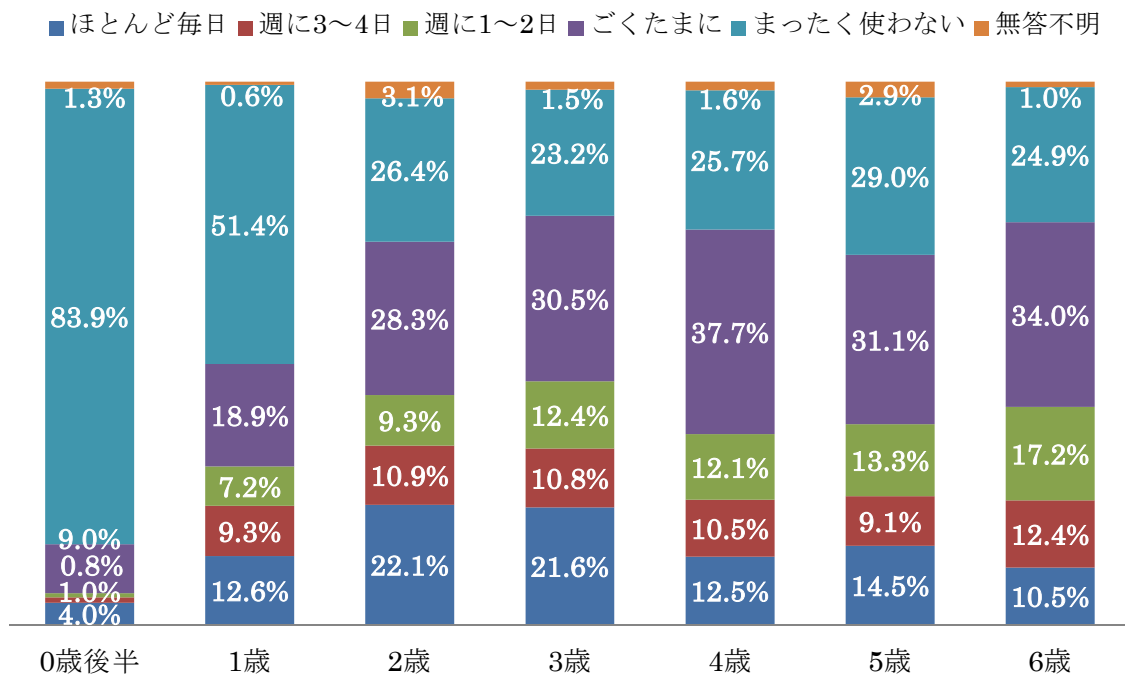
(4) 乳幼児のスマートフォン利用

スマートフォンは、乳幼児のいる母親の6割が使用している。
 母親がスマートフォンを使用している2歳児の2割越が、「ほとんど毎日」スマートフォンに接している。子どもとの使用場面としては、「外出先での待ち時間」が5割を超えている。

▽乳幼児の母親のスマートフォン使用率



▽子どもが1週間にスマートフォンに接している割合（母親スマートフォン使用）



▽子どもに使わせる場面（スマートフォン）

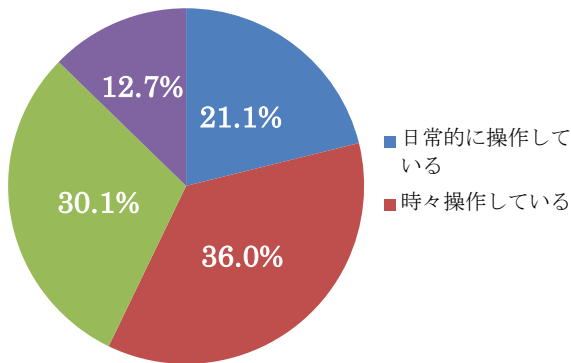
	0歳後半	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
親が家事などで手をはなせないとき	13.6%	7.5%	14.3%	20.0%	12.8%	22.6%	18.7%
家で食事をしている間	1.7%	0.6%	0.0%	1.5%	1.1%	1.8%	1.3%
外出先での待ち時間	28.8%	55.0%	53.3%	55.4%	59.9%	57.9%	51.0%

(出典) ベネッセ教育総合研究所「乳幼児の親子のメディア活用調査」

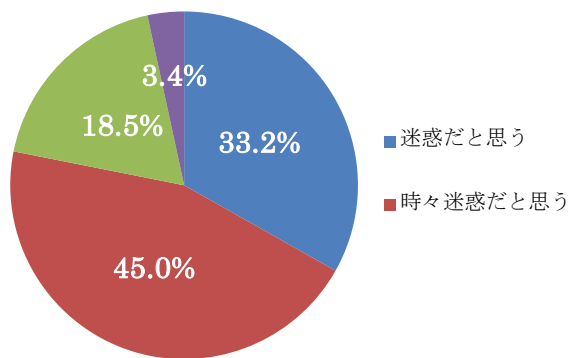
(5) 大人のモラル・マナーの低下

スマートフォンを所有する18歳以上の男女を対象に「歩きスマホ」に関する実態調査を実施したところ、57.1%が経験と回答、日常的に操作する人の5人に1人が事故か怪我を経験している。約8割が「歩きスマホ」に対して迷惑だと感じている。また、スマートフォンへの依存度が最も高かったのは20代で、約65%が依存していると感じている。

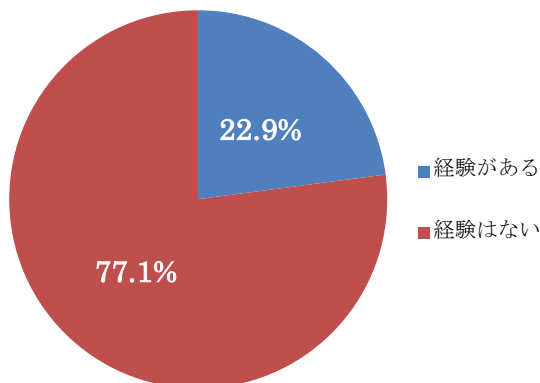
▽ 「歩きスマホ」をした経験



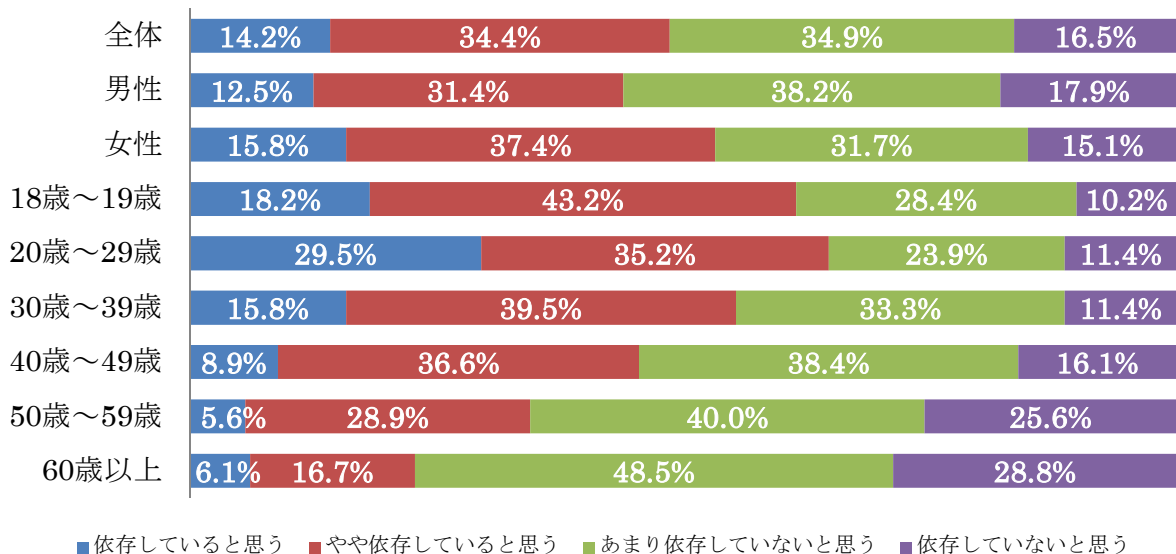
▽ 「歩きスマホ」をしている人の迷惑度



▽ 「歩きスマホ」をして事故または怪我をした経験



▽ スマートフォンへの依存度

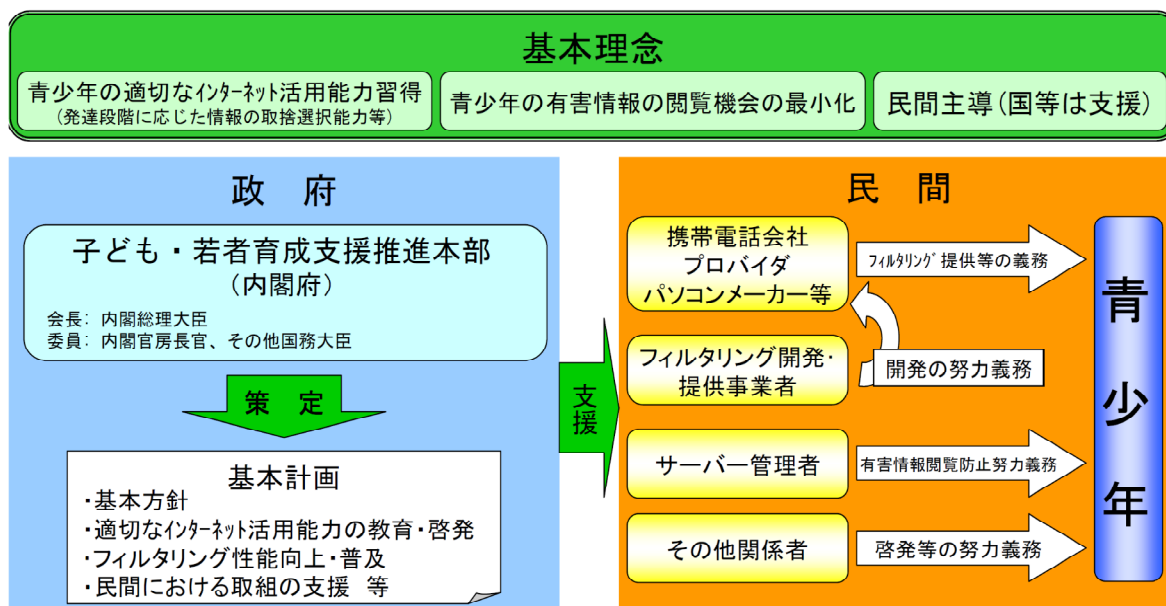


(出典) MMD研究所 「「歩きスマホ」に関する実態調査」

第3 関係者の主な取組の現状

1 国の取組

(1) 青少年インターネット環境整備法



(出典) 内閣府資料

(関係事業者の責務)

第五条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 ① 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

② 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

(2) 青少年インターネット環境整備基本計画 (第2次)

○ 策定の趣旨

「青少年インターネット環境整備法」は、平成21年4月1日に施行され、これに基づき「基本計画」が平成21年6月30日に策定された。この基本計画では、青少年インターネット環境をめぐる諸情勢の変化などを踏まえ「3年後を目途に基本計画を見直すものとする」とされていたことから、平成24年7月6日に見直しが行われた。

○ 見直しの主なポイント

- ・スマートフォンを始めとする新たな機器への対応
- ・保護者に対する普及啓発の強化
- ・国、地方公共団体、民間団体の連携強化

ア 内閣府

- ・ 保護者向け普及啓発用リーフレット（平成26年1月版）「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」を作成。



(出典) 内閣府資料

- ・ 「青少年のインターネット利環境づくりフォーラム」の開催
(国, 地方公共団体, 民間団体の連携強化)

地域において青少年のインターネット利用環境整備を推進する関係機関・団体が連携し、自主的に各種取組を実施できるようにするための体制構築を目的として、全国8ブロックにおいて開催。

イ 警察庁

- ・ サイバー補導の実施

児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導するサイバー補導を平成25年10月21日から実施。

- ・ インターネット・ホットラインセンターの設置

広くインターネット利用者から違法有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供や、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼等を行うことを目的として、一般財団法人インターネット協会が警察庁からの委託を受け、2006年6月1日から運用を開始。

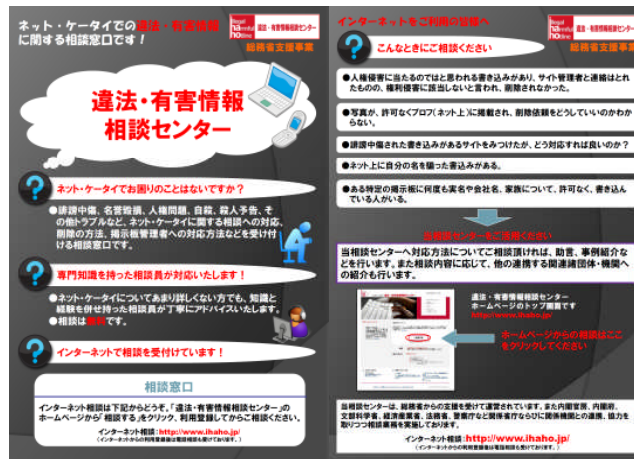


(出典) 警察庁資料

ウ 総務省

- ・ 違法・有害情報相談センターの設置

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行っている。



(出典) 違法・有害情報相談センター資料

エ 総務省・文部科学省

- ・ 「e-ネットキャラバン」の実施

総務省では、文部科学省及び通信事業者等と連携し、保護者や学校の教職員、児童生徒を対象とするインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動（全国規模で行う出前講座）を実施している。



(出典) 総務省資料

オ 文部科学省

- 小学生・中学生向けリーフレット（2014年版）「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」の作成。

(出典) 文部科学省資料

- 高校生向けリーフレット（2014年版）「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」の作成。

(出典) 文部科学省資料

- いじめ防止対策推進法の制定（平成25年9月28日施行）

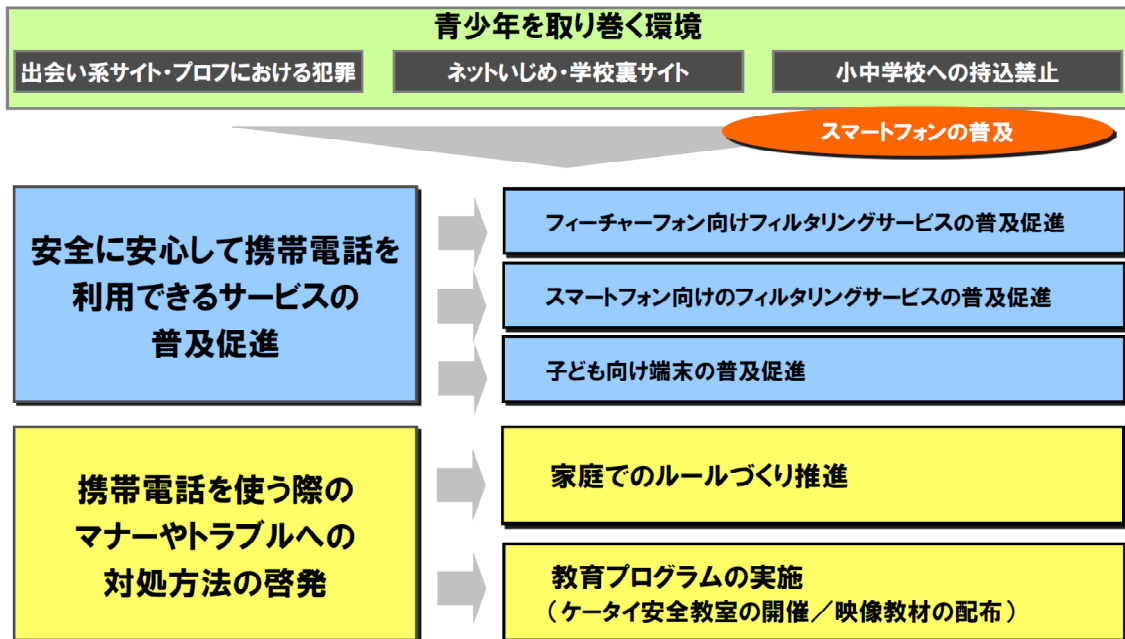
<抜粋>

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

- 第十九条 ① 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- ③ インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

2 事業者等の取組

(1) 携帯電話事業者



(出典) 一般社団法人電気通信事業者協会資料

○スマートフォン向けフィルタリングサービス等

事業者名	サービス名	サービス概要
NTTドコモ	(Android向け) あんしんモード	・ アプリフィルタリング機能 ^{※1}
	(Android向け) ファミリーブラウザ for docomo	・ ウェブフィルタリング機能 ^{※2}
	(iPhone向け) ファミリーブラウザ for docomo	・ ウェブフィルタリング機能
	(子ども向けスマートフォン) スマートフォン for ジュニア 2	・ ウェブフィルタリング機能 ・ アプリダウンロード不可
KDDI (au)	(Android向け) 安心アクセス for Android™	・ ウェブフィルタリング機能 ・ アプリフィルタリング機能
	(iPhone向け) 安心アクセス for iOS	・ ウェブフィルタリング機能
ソフトバンクモバイル	(Android向け) スマホ安心サービス ^{※3}	・ ウェブフィルタリング機能 ・ アプリフィルタリング機能
	(iPhone向け) Yahoo!あんしんねっと	・ ウェブフィルタリング機能

※1 アプリケーションの起動制限機能を年齢に応じて段階別に提供

(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)

※2 無線LAN等経由を含む不適切なウェブページへのアクセスを制限

※3 ソフトバンクモバイルのネットワークを利用したウィルコム・イーアクセスの機種でも利用可

(2) コミュニティサイト等事業者

SNS等に代表されるコミュニティサイトは、他の利用者とのコミュニケーションを行いながら、ともにゲームを共有できる等、コミュニケーション手段の提供に積極的な役割を果たす一方、青少年がトラブルに巻き込まれ、コミュニティサイトに起因した事件が増加傾向にあったことから、主要なコミュニティサイト等事業者において、以下のとおり青少年保護に向けた取組を実施している。

- ・ サイト内の個人間メッセージ（ミニメール）の内容確認
- ・ 携帯電話事業者からの年齢情報等を活用した、18歳未満の利用制限

また、コミュニティサイト等事業者は多岐に渡っているが、第三者機関(一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA))の認定を受けているコミュニティサイト等事業者においては、様々な青少年保護に向けた取組を行っている。

- ・ 認定サイト 19件（平成26年3月31日現在）

(3) ゲーム機製造事業者

任天堂株式会社
日本マイクロソフト株式会社
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント

- ・ ゲーム機製造事業者3社合同による啓発チラシの作成・配布

お子さまのいるご家庭においてもゲーム機をより安心してご利用いただくために、家電量販店において「保護者のみなさまへ 大切なお知らせとお願い」のチラシを配布

(実施概要) ○チラシの内容

- ・ 保護者によるゲーム機の初期設定のお願い
- ・ 使用制限機能（ペアレンタルコントロール）の利用のお願い
- ・ 各社のホームページおよび問合せ電話番号のご案内

○配布期間

H26.2月～3月の2ヶ月間（配布枚数終了まで）

○配布部数

2～3月の2ヶ月間の3社ゲーム機本体の販売予想台数の相当数

○配布方法

ゲーム機本体購入のお客様へチラシを直接手渡し



(出典) 任天堂株式会社・日本マイクロソフト株式会社・株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント資料

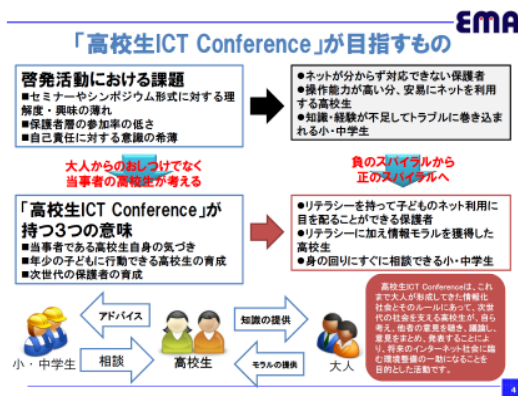
(4) 業界団体等

ア 一般財団法人インターネット協会 (IAJAPAN)

- ・インターネットにおけるルールとマナー検定の実施
インターネット利用者がネット上でのルールやマナーを学ぶと共に、それらの知識を測定することができるウェブページ
- ・インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』の公表
幅広い年齢層に利用されている主要なインターネットサービスについて、それぞれの利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法など、具体的な場面を集めた『その時の場面集』を作成

イ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 (EMA)

- ・青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査, 認定及び運用監視業務
- ・青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善
- ・ICT (情報通信技術) リテラシーの啓発・教育活動
高校生 ICT Conference (旧高校生熟議) の開催



(出典) 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構資料

ウ 一般社団法人ソーシャルゲーム協会 (JASGA)

- ・ソーシャルゲームに対する自主規制
- ・青少年等に対する啓発活動
- ・カスタマーサポート (CS) 品質の向上のための活動
- ・保護者向けリーフレットの作成



(出典) 一般社団法人ソーシャルゲーム協会

ウ 安心ネットづくり促進協議会

- ・ 青少年の総合的なメディアリテラシー向上の推進
- ・ 民間の自主的な取組の促進
- ・ インターネットの利用環境整備に関する知見の集約
- ・ 青少年に向けた「ソーシャルメディアガイドライン」づくりのすすめ
(ソーシャルメディア利用における注意を促すためのガイドライン)

作成の際の重要ポイント

1. ガイドラインの策定目的および適用範囲をわかりやすくはっきりと表記すると共に、ガイドラインに規定された内容を正しく理解させ、それらに反しない使用を促す
2. 法令、校則、モラル、マナー等の順守およびサービス提供側が定めた決まりを守る
3. 個人の尊重
4. 誹謗中傷や差別的発言の禁止
5. 正確な情報の発信を促す (ウソをついたりデマを流したりするような行為を制する)
6. 著作権や肖像権等の権利を守り、情報の適切な利活用を促す
7. 機密情報や特許で守られた情報の保護
8. 情報は、一度発言・発信したら完全に取り消す(削除する)ことができないことに留意
9. 自分の発言や発信が、自分自身や他者の将来に重大な影響を及ぼす可能性があることに留意
10. 困ったり迷ったりした際は、助言を求めることを促す

(出典) 安心ネットづくり促進協議会資料

(5) 保護者団体

ア 日本PTA全国協議会

○新活動方針

- ・ 現在の小中学生がいずれかの時期にケータイやスマホを持つことを前提として、家庭での教育やルール作りをしっかりと行う。
- ・ そのために必要な保護者研修会等の機会を設ける。

○アンケート調査による状況把握と対応

イ (一社) 全国高等学校PTA連合会

- ・ 高校生の育成環境改善のための継続的実態調査
- ・ 研修会の開催
- ・ 関係機関との連携
各種会議への役員派遣
各地区・県単位の研修会
高校生熟議開催に関して参加校の呼びかけ、支援

3 茨城県での取組

(1) 茨城県の取組

ア 茨城県青少年の健全育成等に関する条例

- ・ 条例第 39 条によりインターネット端末機を青少年に利用させる者はフィルタリング機能を措置することを規定している。また、端末機の販売、貸付業者及びプロバイダに対して事業を行うにあたりフィルタリングに関する情報を提供するように努めるものとしている。

イ フィルタリング普及啓発チラシの配布、広報誌等への掲載

- ・ 青少年のインターネット利用環境において有害情報の接触を最小限にするため、フィルタリング普及啓発チラシを作成し、小学4年生から中学3年生の保護者に学校を通じて配付している。また、広報誌においてフィルタリングの普及啓発の広告を掲載している。



(出典) 女性青少年課資料

ウ 青少年相談員による携帯電話販売店、家電販売店への条例遵守の働きかけ

- ・ 青少年相談員が、家電販売店や携帯電話販売店に対して、青少年が使用するパソコンや携帯電話等を販売する際にフィルタリングに関する情報を提供するなどの条例遵守の働きかけや条例啓発の実施している。

エ 青少年のための環境健全化懇談会の開催

- ・ 青少年を取り巻く社会環境健全化に向け、青少年に関わりの深い業界と行政等による、意見交換や相互の連携・協力関係の強化、今後の取り組みの方向等について協議する懇談会を開催している。

オ 青少年有害情報対策連絡会議の設置

- ・ 有害情報に対する情報交換と対策の連携を図るため、行政、PTA、有識者で構成する連絡会議を設置している。

カ メディア教育指導員の養成等

- ・ インターネットの危険な側面や保護者の役割を「保護者の目線」で啓発活動をする茨城県メディア教育指導員を養成（H18～97名）した。
- ・ 養成した指導員の更なる知識習得等のためのフォローアップ研修会を定期的に実施している。

キ 消費生活センターによる普及啓発

- ・ 各学校等からの申込により、消費者教育講師を派遣し、児童生徒等を対象としたインターネットトラブルに関する注意事項等を啓発するセミナーを実施している。

ク 茨城県いじめ・体罰サポートセンターの設置

- ・ 茨城県教育委員会では、児童生徒の教育上の諸問題について、児童・生徒・保護者・教師等からの相談に応じるため、相談窓口として県内5カ所に茨城県いじめ・体罰サポートセンターを設置している。

ケ 家庭教育ブック，家庭教育ブックつばさの作成・配布

- ・ 茨城県教育委員会では、携帯電話・インターネットの使い方など、子どもの年齢に合わせた家庭教育支援資料を作成し、家庭教育学級等で配布している。



(出典) 生涯学習課資料

コ 県警による非行防止教室の開催

- ・ 各学校からの申込により、掲示板，学校裏サイト，プロフィールサイト，出会い系サイトなどのインターネット上のサイトで実際に発生した犯罪やトラブルについて、児童生徒を対象とした非行防止教室を実施している。

サ サイバー防犯ボランティア

- ・ ①犯罪被害防止のための教育活動，②広報啓発活動，③サイバー空間の浄化活動（サイバーパトロール），④悪質な利用者への指導・注意，の4つの活動を中心に取り組み，サイバー空間における規範意識の向上に取り組む。

平成25年11月5日，県警と県メディア教育指導員連絡会との協力関係を構築する協定を締結。

シ 茨城県警サイバーパトロール・モニターの委嘱

- ・ モニターが日常的にインターネットに触れる中で，県内に関係する児童ポルノや薬物の広告などの違法・有害情報を発見した場合，県警にメールや電話で通報してもらう。

ス 茨城県青少年安全・安心促進連絡会の設置（総務省）

- ・ 青少年，保護者及び教員等を対象としたスマートフォンに関する普及啓発活動推進するため総務省が主体となって本県に茨城県青少年安全・安心促進連絡会を設置している。

(2) 団体の取組

ア 茨城県メディア教育指導員連絡会

- ・ 各学校やPTA団体等からの依頼により、メディア教育指導員を派遣し、児童生徒・保護者・教員等を対象とした、子どもたちをインターネットの被害者にも加害者にもならないようにするための啓発活動を実施している。



＜啓発活動の様子＞

(出典) 女性青少年課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/syonen/keitai.html>

[参考：啓発活動実施数]

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	累計
実施数	65回	278回	339回	342回	284回	202回	200回	297回	2,007回

イ (社) 茨城県青少年育成協会

- ・ 地域における有害情報対策推進事業の受託（文部科学省委託事業）

ウ 茨城県PTA連絡協議会

- ・ メディア教育指導員の養成への協力
- ・ メディア教育指導員フォローアップ研修への協力

エ 茨城県高等学校PTA連合会

- ・ 生徒指導中央大会でのフォーラム開催

4 他県の取組

(1) 青少年健全育成条例の一部改正による対応

- ア 携帯電話の青少年使用の確認義務 栃木県・愛知県など 13 道府県
- イ 携帯電話のフィルタリングに関する保護者等への説明義務
栃木県・愛知県など 25 都道府県
- ウ スマートフォンのフィルタリングに係る保護者等への説明義務
千葉県・愛知県など 6 道県
- エ 保護者のフィルタリングを利用しない旨の申出書の提出義務
栃木県・愛知県など 25 都道府県
- オ 申出書の保存義務 栃木県・愛知県など 25 都道府県
- カ 勧告・公表 栃木県・愛知県など 25 都道府県

○愛知県青少年保護育成条例<抜粋>

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等)

第十八条の三 ① 次に掲げる者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たつては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

- 一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者
- 二 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者

② 前項の場合において、当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続 契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングサービス及び青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

③ 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定による申出をするに当たつては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該保護者の氏名及び青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面を提出しなければならない。

④ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

⑤ 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第一項、第二項又は前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

⑥ 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

⑦ 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(2) 東京都 (こたエール (東京子どもネット・ケータイヘルプデスク))

東京都が開設した青少年の抱えるインターネット・携帯電話に関するトラブルの相談窓口 (運営: 一般社団法人インターネット協会 (委託))



(出典) 東京都青少年・治安対策本部青少年課資料

(3) 大分県 (ネットトラブル体験型学習コンテンツの制作)

インターネットトラブルを未然に防止するため、実際のトラブルを疑似体験できるコンテンツを制作。



(出典) 大分県消費生活・男女共同参画プラザホームページ <http://www.iness-oita-pref.jp/>

(4) 大阪府 (教員向け指導資料集の作成)

「こころのケア@ICT～ICT危機対応マニュアル2012～」

ネット上の人権事象の事例やそれらに対応する方法、ネットトラブルに生徒たちを巻き込ませないために必要な指導例などを掲載し、各校で活用できるように編集。(大阪府立学校人権教育研究会)

5 ソーシャルメディアガイドラインの策定

(1) 玉川聖学院中部・高等部（平成24年4月策定）

生徒がソーシャルメディアを利用する際の学校としての基本的な考えを示し、広く公開するものとして策定。

- ・ソーシャルメディアは世界につながっています
- ・個人情報の記載は特に気をつけましょう
- ・友達の情報は確認を取りましょう
- ・学校の名誉や誰かを傷つける投稿をしてはいけません
- ・無視（スルー）する勇気を持ちましょう
- ・会ったことのない人とのコミュニケーションは気をつけましょう
- ・現実世界よりも慎重に判断しましょう。会うことは危険なことです
- ・法律は守りましょう
- ・困ったら相談しましょう

(出典) 玉川聖学院中部・高等部「本校生徒のソーシャルメディアの利用について」(抜粋)

(2) 日本大学第三中学校・高等学校（平成25年4月策定）

生徒のソーシャルメディアの利用を「自己責任」として、その利用に際しての学校としての基本的な考え方を明確に示し、生徒の理解を求めることを目的として策定。

- ・インターネットは世界中の人が見えています。
- ・個人情報に関する書き込みはやめましょう。
- ・学校の名誉や人を傷つける行為は絶対にしてはいけません！
- ・利用しない、見ない、気にしないことも勇気だと知りましょう。
- ・情報教育と保護者勉強会には参加しましょう！
- ・携帯電話における保護者の三大責任を理解してください。
- ・困ったときはみんなで話し合いましょう。
- ・私たちが考える本当のコミュニケーションは“FACE to FACE”で！

(出典) 日本大学第三中学校・高等学校「日本大学第三中学校・高等学校のメディアポリシー」(抜粋)

(3) 明治学院 中学校／東村山高等学校（平成25年12月策定）

ソーシャルメディアを使用する場合の学校としての基本的な考え方を示すために策定。

- ・ソーシャルメディアの利用は保護者の方とよく相談してください。
- ・一度発言した情報は全世界に公開され、完全に削除することはできません。
- ・個人情報に関する書き込みはしてはいけません。
- ・他人の情報を無断で書き込んではいけません。
- ・学校や自分ではない誰かを傷つける書き込みをしてはいけません。
- ・無視する勇気を持ちましょう。
- ・会ったことのない人とのコミュニケーションには落とし穴がたくさんあります。
- ・法律を守りましょう。
- ・困った時には信頼できる大人に相談してください。

(出典) 明治学院 中学校／東村山高等学校「ソーシャルメディアに対する考え方」(抜粋)

6 ※メディアコントロール・アウトメディア等の実施

※ テレビ、ゲーム、携帯電話、パソコンなどの電子メディアの使い方や接する時間などを、家庭において話し合うなどの運動

(1) 愛知県刈谷市（刈谷市児童生徒愛護会）

愛知県刈谷市にある全21校の小中学校が保護者と連携し、児童生徒に午後9時以降、スマートフォンや携帯電話を使わせない試みを平成26年4月から開始。無料通話アプリなどを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れを回避するための措置。

- ・ 必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない。
 - ・ 携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと結び、必ずフィルタリングサービスを受ける。
 - ・ 夜9時以降、子どもから携帯電話やスマートフォン等を預かる。
- 上記について、学校とPTA等の連盟で家庭に要請。

(2) 石川県野々市市（“ののいちっ子を育てる”市民会議）

「携帯電話対策事業－プロジェクトK（携）－」

平成15年度から『子どもたち（小・中学生）に携帯電話を持たせない』運動を提唱して、市内の育成団体・小中学校との連携のもと、その趣旨を小中学生・保護者・市民に浸透させる各種事業を展開。まちぐるみで行う運動の先行事例として、全国的に注目を集める。

(3) 広島県広島市

「ノー電子メディアデー推進事業「家族でチャレンジ メディアコントロール」」

「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動と連携し、各家庭において電子メディアとの関わり方について考え、改善を図るための契機とすることを目的として実施。

(4) 長野県東御市（教育委員会）

「ノーテレビデー」「ノーメディアデー」の推進

学校・家庭・地域が連携し、子どもの基礎基本を身につけ、自ら学び考える力をはぐくむために、「あいさつをしよう」「汗をかこう」「読書をしよう」「テレビのスイッチを切ろう」という「4つのめあて」を掲げている。

(5) 福島県（福島県青少年育成県民会議）

「家族でもっとコミュニケーション」チャレンジ事業」

子どもたちのテレビやゲームの付き合い方を見つめ直すきっかけづくりとするため、「家族でもっとコミュニケーション」チャレンジ事業として、家庭で「テレビを見ない日」や「ゲームをしない日」等を設けて、家庭での話し合い、読書、スポーツなどの活動にチャレンジする取組みを呼びかけている。

第4 青少年のインターネット利用における課題

これまでの現状に対する課題は以下のとおりである。

1 利用環境について

(1) 端末機器の多様化

スマートフォンやゲーム機、携帯音楽プレーヤーなど多様な端末機器の普及により、青少年のインターネットの使い方が急激に変化している。

スマートフォンについては、携帯電話回線に加え、無線LANやアプリケーションを通じてインターネットを利用することができる。

ゲーム機については、インターネットを利用できるほか、ネットワーク通信を使って有料のゲームソフトをダウンロードできたり、インターネット接続機能を使って遠く離れた相手とメッセージの交換やチャットなどのコミュニケーションができたりする機能がある。

携帯音楽プレーヤーについては、スマートフォンと同じようなサービスやアプリケーションを利用できる機器がある。

青少年がこれらの機器を使用して、保護者が気づいていない使い方をしていることが懸念されるので、青少年に機器を持たせる前に、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを家庭で話し合うことが重要である。

(2) スマートフォンの青少年への普及

スマートフォンが青少年へ急速に普及しており、高校生のみならず小学生までもがスマートフォンを所有する時代となっている。このことから、トラブルに巻き込まれないようにフィルタリングの設定や使用制限機能の活用のほか、インターネットを適切に活用する能力の習得に向けて、段階的にインターネットを利用させていく必要がある。

(3) 無線LAN利用の一般化

無線LANの普及により様々な場所から多様な端末機器を用いて、いつでもどこでもインターネットを利用できる状況になっている。特に、自宅での利用が多く、自分の部屋に籠もって、スマートフォンやゲーム機、携帯音楽プレーヤーを利用していることも考えられる。

このことから、こまめに利用状況を確認することや、フィルタリングの設定や家庭でのルールの設定など保護者管理をしていくことが必要である。

(4) フィルタリング利用の伸び悩み

スマートフォンが青少年へ普及している中、スマートフォンのフィルタリングにおいては、無線LANの経由及びアプリケーションの利用によるインターネット接続に対応したフィルタリングソフトを導入しなければならず、そのシステムの煩雑さにより保護者の理解が進まず、フィルタリングの利用が減少する懸念がある。

また、ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなどの機器は、子どもに渡す前にフィルタリングを設定することが重要であるが、携帯電話やスマートフォンと違って、保護者の同意がなくても子ども自身が購入でき、また、保護者が購入する場合でも、フィルタリングの必要性や方法についての説明や理解は十分とは言えず、安全・安心のための設定を何もしないまま、プレゼントやご褒美などで安易に与えてしまうため、フィルタリング利用率が非常に低い状況にある。

このため、フィルタリングについて正しく理解してもらうために、保護者へわかりやすく情報の提供をしていく必要がある。

2 利用実態について

(1) ソーシャルメディアの利用拡大

ソーシャルメディアの進展により、青少年のインターネット利用は発信・参加型になっていることや友だちとのコミュニケーションツールとして大いに利用されている。その利用に伴い、トラブルに発展することや福祉犯の被害者になることや自らが犯罪の加害者になることが多発している。

このことから、青少年がインターネットの特性や発信者としての責任を持つこと、コミュニケーション能力を身に付けること、インターネット利用に係る法律を知ることなど、情報モラル・リテラシー力を十分に向上させる必要がある。

また、学校等において、ソーシャルメディア利用における注意を促すためのガイドラインを青少年が主体となり策定することが重要である。

(2) インターネット利用の低年齢化

端末機器の多様化などにより、インターネット利用の低年齢化が進んでいることから、初めてインターネットを利用させる際には、一緒に利用するなどして、成長に合わせて少しずつ利用できる範囲を広げていくことが考えられる。

また、端末機器を青少年に持たせる際には、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを家庭で話し合うなど持たせ始めが肝心である。

(3) インターネットの長時間利用による日常生活等への影響

インターネットの利用がコントロールできずに長時間利用してしまうことにより、寝不足や学力の低下、視力の低下を招くなど、日常生活や心身への悪影響を及ぼす可能性もあることから、保護者や青少年への注意喚起や相談窓口等の情報を提供することが必要である。

また、利用に関する家庭のルールを作ることなど、保護者の理解や見守りが必要である。さらに青少年自身に気付いてもらうためのきっかけを作ることや友だちとのルールを作ることが重要である。

3 利用に伴うトラブル等について

前述の利用環境・利用実態から、青少年の幅広い層でもインターネットが利用しやすくなっている。一方で、ネットいじめや犯罪に巻き込まれることや青少年自らが加害者になるケースも出ている。

このことから保護者をはじめ大人がその予防法や対処法を知り、青少年へ伝えていく必要がある。特に、学校における対応を支援する教材の作成も考えられる。

4 保護者の認識、環境としての大人のモラル・マナーについて

(1) 保護者に対する普及啓発

青少年が適切にインターネットを利用するためには、保護者の役割は極めて大きいものがある一方で、保護者に対する普及啓発は、必ずしも十分ではなく、次々と新しい機器やサービスが提供されていく中で、付随する新たな問題が発生している。

保護者が青少年のインターネットの利用実態について十分に把握できず、青少年との間に認識のギャップが発生している状況にあることから、あらゆる機会を利用して、最新の情報をできる限り多くの保護者へ届ける必要がある。

また、乳幼児の親子の生活にスマートフォンなどが浸透していることを踏まえ、育児の中での活用の在り方に係る情報発信も必要である。

(2) 大人のモラル・マナーの低下

青少年のお手本となるべき大人のモラル・マナーの低下が見受けられる。公共の場でのメディア機器との関わりについて、改めて考える機会を提供することが重要であり、青少年のインターネット利用環境の整備には、社会全体で取り組んでいく必要がある。

第5 今後取り組むべき方向

これまで触れてきた現状や課題等を踏まえ、次のとおり提言する。

提 言

この提言は、県・学校・保護者・関係事業者・その他の関係者の連携した積極的な取組を求めるものである。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするためには、第一に、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得させる取組が必要である。第二に、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする取組が必要である。

1 情報モラル・リテラシー力の向上を推進すること

- (1) 多様な端末機器が様々な場所でインターネットを利用できることから、青少年が利用する端末機器がインターネットに接続できる機器であることを、保護者が十分認識し、青少年に必要な機器であるかどうかを十分検討できるように情報を提供すること。
- (2) インターネット利用の低年齢化が進んでいることから、保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネットを利用できるように保護者の意識を啓発すること。
- (3) 青少年がインターネットを利用するにあたって、家庭のルールを作ることなど保護者による家庭での見守りを促進させること。
- (4) 青少年や保護者がインターネットの特性や危険性などを学ぶ機会を積極的に提供すること。
- (5) 青少年自身がインターネットの利用について、ある場合には犯罪にも該当し、他者を傷つけ、社会を混乱させることもあることなど、人間としてのモラルをはじめ、インターネット利用の社会的ルールやマナーなどを考えさせるきっかけを作るための場を具体的かつ積極的に提供すること。

2 フィルタリングの利用を促進すること

- (1) 有害情報から青少年を守るフィルタリングに対する保護者の理解を深めること。
- (2) 青少年の発達段階に合わせて、カスタマイズ等を活用し、きめ細かくフィルタリングを設定することを促進させること。

3 販売事業者への働きかけをすること

- (1) 端末機器を販売する店頭において、販売事業者が青少年保護に関する情報を確実に保護者へ提供させるよう働きかけること。
- (2) 端末機器の販売事業者の青少年保護に関する積極的な取り組みが推進されるよう、ネットワークづくりなどの環境を整備運用すること。

4 青少年を取り巻く関係者へ情報を提供すること

- (1) 学校、保護者、青少年育成者、青少年育成団体及びインターネット事業者関係団体、端末機販売事業者等、青少年を取り巻く関係者が青少年のインターネット利用に関する問題状況を的確に情報共有できるように、情報提供に努めること。
- (2) トラブル等が発生した場合の相談窓口についての広報に努めること。
- (3) インターネット事業者、端末機販売事業者等関連団体との会議等を定期的に開催し、青少年のインターネット利用に関する問題状況を把握すること。

5 県民のモラル・マナー向上を図る県民運動を実施すること

- (1) 青少年のインターネット利用環境の整備に向けて、社会全体がメディアやインターネットとの関わりについて意識できるように、県民に向けて働きかけをしていくこと。

6 青少年のインターネット利用環境の整備に対する取り組みをすること

- (1) 本提言書に基づく青少年のインターネット利用環境の整備に対する取り組みの現状について、年1回取り纏め、青少年を取り巻く関係者をはじめ、広く県民に公表すること。
- (2) 青少年のインターネット利用環境等の実態を踏まえ、必要に応じて条例を含む適切な対応を検討すること。